

原子力災害に係る滋賀県広域避難実施要領

(案)

平成27年 月

滋賀県

【目次】

I 総則	
1 本実施要領作成の目的	1
2 本実施要領の位置づけ	1
3 本実施要領の対象範囲	1
4 本実施要領の特徴（作成の考え方）	2
II 対応編	
1 総則	3
(1) 基本方針	3
(2) 活動内容の概要	4
図 時系列で見た活動内容	5
2 実務遂行マニュアル	6
(1) 活動項目別	6
①避難等防護措置の指示	7
別紙1 段階的避難について	22
②避難先の調整	23
③避難手段の確保	33
④避難経路の調整	39
⑤避難中継所の設置	41
(3) 担当別	47
(4) 各種様式等	61
III 参考資料編	
(1) 主な避難経路	90
(2) 関係周辺市避難元・避難先マッチング	91
(3) 避難中継所（スクリーニングポイント）候補地	136
(4) 関係機関緊急時連絡先	137

原子力災害に係る滋賀県広域避難実施要領（案）

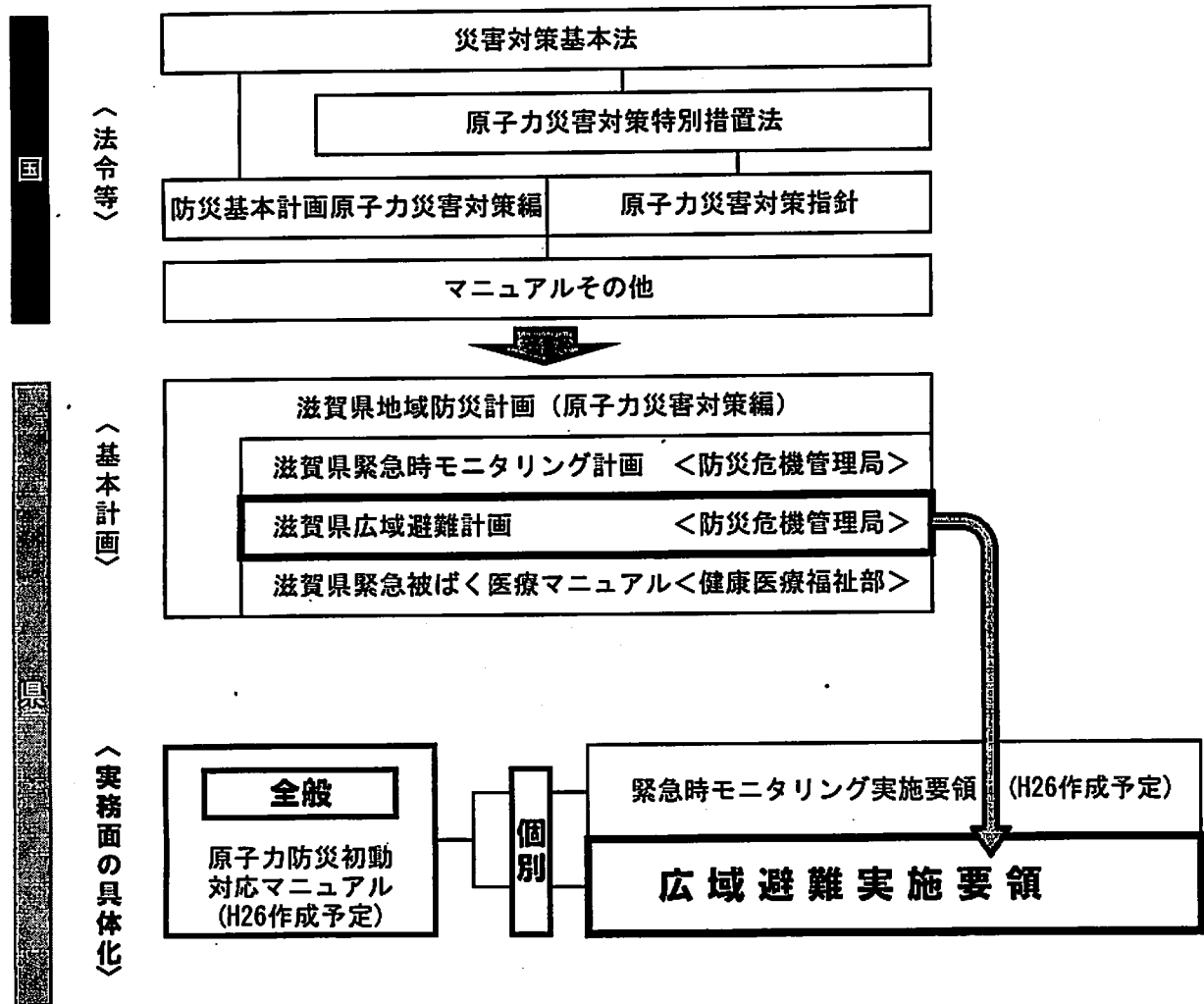
平成27年3月 原子力防災室

I 総則

1 実施要領作成の目的

- 「原子力災害に係る滋賀県広域避難計画」（平成26年3月策定。以下、「広域避難計画」という。）に基づく広域避難体制の整備および広域避難の実施に関し、具体的な実施内容・方法等を定め、原子力災害発生時における広域避難を迅速かつ効率的に実施することを目的とする。

2 本実施要領の位置づけ



3 本実施要領の対象範囲

- 福井県に所在する原子力施設において、または県内における核燃料物質等輸送中の事故により、緊急事態に至り、避難指示発令後、広域避難対策の必要が生じた場合の初期対応段階における緊急応急対策を対象。
- また、主として以下の職員の活動を対象。
 - ・ 県本庁および県地方行政機関（土木事務所）における職員の活動
 - ・ 現地災害対策拠点（オフサイトセンター）における本県派遣職員の活動

4 本実施要領の特徴（作成の考え方）

(1) 実践性を重視

- 防災関係機関一体となった原子力防災体制の構築に資するよう、県と各防災関係機関との連絡調整・連携のあり方を明示。
- 実践性について学識者から評価が高い「鉄道テロマニュアル」を参考（活動項目別（「確認シート」）、担当別に、具体的活動内容を時系列で整理。）。
- 実動訓練等を通じた検証を実施。固定的なものとならず、不断に見直しを実施。

(2) 広域避難対策に必要な資料を充実

- 広域避難対策に必要な避難先、避難経路に関する情報を参考資料編として整理。

II 対応編

1 総則

広域避難の実施における基本方針および活動内容の概要を明示。

(1) 基本方針

- 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）で定められた配備レベルおよび配備体制に基づき、要員一体となって、他の防災関係機関との連携を図りながら、広域避難対策を推進に取り組む。
- 原子力施設の周辺に放射性物質もしくは放射線の異常な放出またはそのおそれがあり、指示があった場合には、屋内退避または避難（一時移転を含む。以下同じ。）の措置を執行。
- 避難にあたっては、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、原子力災害対策指針で定める防護基準（OIL）に基づき判断される避難指示により執行。
- 避難を実施する際には、合理的に被ばくの影響を軽減するため、地域的および年齢的段階的避難を考慮。
- 滋賀県版IPZ以遠の地域が避難対象区域となり、広域避難が必要となった場合、広域避難計画および本実施要領の規定に準じて、広域避難対策に取り組む。

(2) 活動内容の概要

広域避難計画に基づき、具体的な活動内容について、「①避難等防護措置の指示」「②避難先の調整」「③避難手段の確保」「④避難経路の調整」「⑤避難中継所の設置」を5つの活動項目に分類し、活動項目ごとに時系列で整理。

なお、本マニュアルは、各要員が本マニュアル記載内容以外の活動を行うことを否定するものではない（本マニュアル記載内容を基本としつつ、臨機応変の活動を推奨）。

①避難等防護措置の指示

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高くなった場合、住民等への被ばくの影響を回避するため、国の要請・指示または独自の判断により、市町に対し、住民等に対する屋内退避または避難のための立ち退きの勧告または指示の連絡等を実施する。

②避難先の調整

広域避難計画第2章の規定に基づき、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県内他の市町への受入れについて優先的に協議することとし、複合災害などにより県内での受入れが困難と判断した場合または受入れ施設が不足する場合に、他府県と避難受入れの協議を行うとともに、広域避難計画第6章の規定に基づく避難所の設置運営および広域避難計画第7章に基づく二次避難先の確保を行う。

③避難手段の確保

広域避難計画第3章の規定に基づき、避難の実施に当たっては、原則として、バス等の公共輸送手段を活用するほか、複合災害により道路が寸断され、船舶による移送が必要となった場合、「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき、協定の相手方である船舶会社に対して応援を要請する。

④避難経路の調整

広域避難計画第3章の規定に基づき、避難指示または避難準備情報の発令が見込まれる段階で、事態の進展、避難を要する区域の範囲、道路状況等を勘案し、県警察および道路管理者と協議のうえ、実際の避難経路を決定する。

⑤避難中継所の設置

広域避難計画第4章の規定に基づき、身体除染、被ばく抑制および汚染拡大防止を目的として、滋賀県版UPZ近傍の避難経路上に避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、避難住民等のスクリーニングおよび除染を実施する。

《時系列で見た活動内容》

参考 <福島第一原発 事故の状況> 3月11日 14:46 地震発生 15:35 津波到達 15:42 10条通報	①避難等防 護措置の 指示	②避難先の 調整	③避難手段 の確保	④避難経路 の調整	⑤避難中継 所の設置
I 施設敷地 緊急事態	屋内退避準備 要請(p7) ・関係機関、 県民への周 知				
16:45 15条該当事象 発生 19:03 緊急事態宣言 21:23 3km圏内避難 指示、10km圏 内屋内退避指 示 3月12日 05:44 10km圏内避 難指示 18:25 20km圏内避 難指示	II 全面緊急事態 屋内退避指示、 避難準備指示、 安定ヨウ素剤 服用準備指示 (p11) ・関係機関、 県民への周 知 ・被ばく医療 チーム派遣 準備	↓ 避難準備(p23) ・避難先の確 認 ・被ばく医療 チーム派遣 準備 [要配慮者対応] ・福祉避難所 の確認	↓ 避難準備(p33) ・輸送手段の 確認 [要配慮者対応] ・福祉車両の 確認		↓ 避難準備(p41) ・設置場所の 確認 ・被ばく医療 チーム派遣 準備
3月15日 06:00頃 2号機格納 容器損傷 10:20 大熊町大野局 (発電所から 5km)で 625 μ Sv/hを 観測 16:00 飯館村(発電 所から39km) で22.7 μ Sv/h を観測 III OIL1、OIL2 超過	避難指示(p16) ・国との調整 ・関係機関、 県民への周 知 安定ヨウ素剤 服用指示(p16) ・被ばく医療 チーム派遣 要請	↓ 避難者受入れ 要請(p25) ・広域応援の 要請 ・拠点避難所 設置要請 [要配慮者対応] ・福祉避難所 の確保 ↓ 避難所の設置 運営(p25) ・物資の確保 ・被ばく医療 チーム派遣 要請 [要配慮者対応] ・福祉避難所 の設置運営 ・外国語通訳 の確保 ↓ 避難長期化へ の対応(p26) ・二次避難先 の確保	↓ 避難者輸送要 請(p35) [要配慮者対応] ・福祉車両に よる輸送要 請 ↓ 車両、運転手 確保要請(p35) [要配慮者対応] ・福祉車両確 保要請	↓ 避難経路の調 整・再調整 (p39) ↓ 交通対策 (県警察)	↓ 避難中継所設 置(p43) ・会場設営 ・被ばく医療 チーム派遣 要請 ・スクリーニ ング済証発 行 [要配慮者対応] ・外国語通訳 の確保

2 実務遂行マニュアル

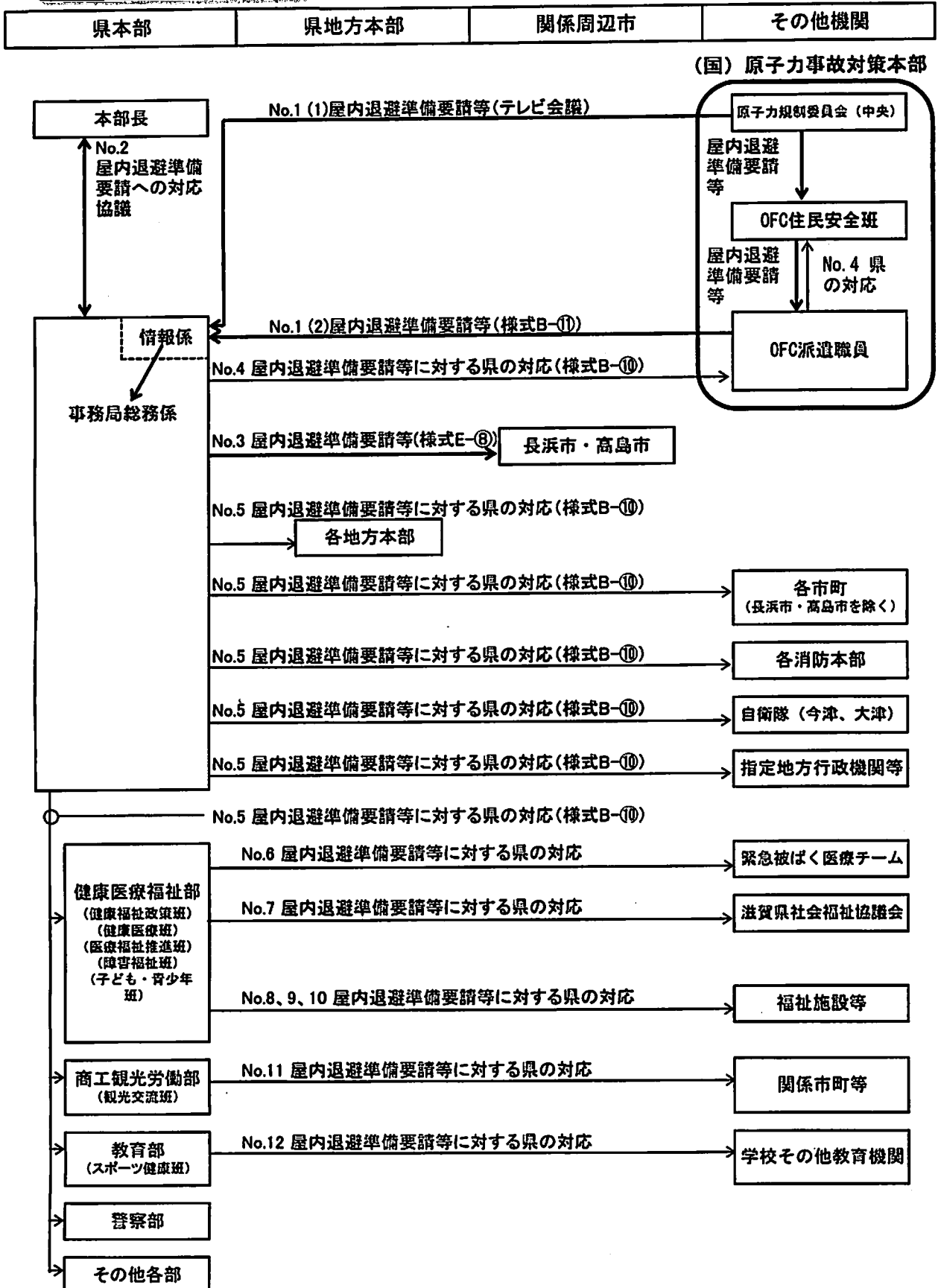
(1) 活動項目別

具体的な活動内容について、各要員が情報収集、連絡、調整等の相手先、さらに使用する様式等を順を追って理解できるよう、5つの活動項目ごとに時系列で、確認シートとして整理している。

①避難等防護措置の指示

I 施設敷地緊急事態

【屋内退避準備要請等対応スキーム】



確認シート 【 ①避難等防護措置の指示 I 施設敷地緊急事態 】

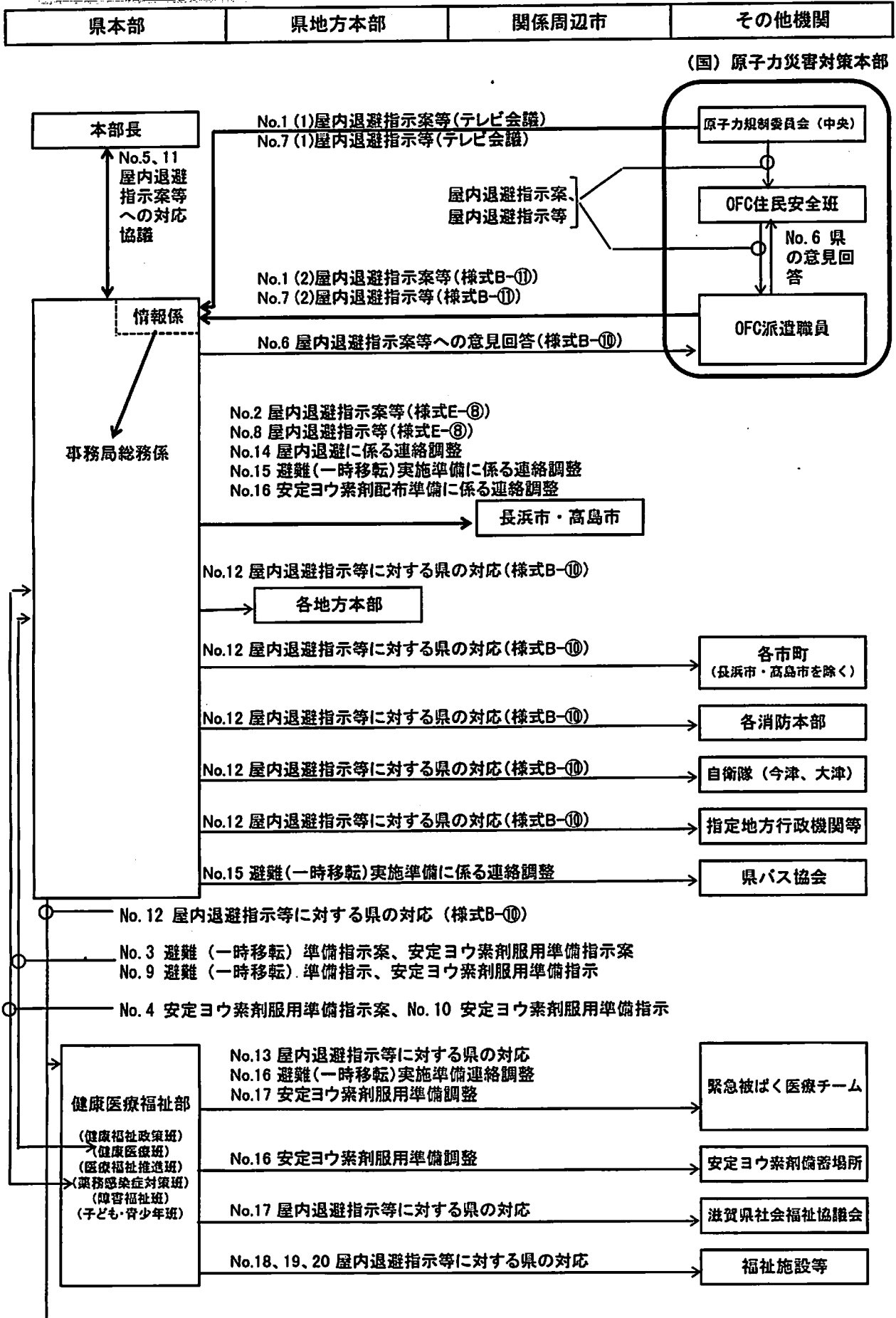
No.	活動内容	担当	相手先	様式	備考
1	国（現地事故対策連絡会議住民安全班）からなされた屋内退避準備要請または原子力緊急事態宣言もしくは屋内退避指示発出の見込みに関する事前連絡（屋内退避準備要請等）について、災害対策本部へ関係文書を送付	OFC派遣職員	災害対策本部事務局総務係	B-⑩	<p>【想定される要請事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対UPZ（30km圏）内地区 <ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避準備要請 ・原子力緊急事態宣言、屋内退避指示発出の見込みに関する事前連絡 ○災害対策本部事務局総務係：IP電話 202、NTT電話 077-528-3445
	国から(1)テレビ会議または(2)OFC派遣職員を通じてなされた屋内退避準備要請等に対して、事務局長、防災危機管理監と対応協議	災害対策本部事務局総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事務局長 ・防災危機管理監 		<p>【取るべき対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係周辺市（長浜市、高島市）に対し、屋内退避準備に係る住民への広報を要請 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請または独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を開始するよう関係周辺市に連絡する <p>【屋内退避の範囲の考え方】</p> <p>ア 県から市町に対する屋内退避指示は、原則として、国から指示を受けた範囲を対象とする。</p> <p>イ アのほか、緊急時モニタリング結果等に基づき、OILの値を越え、または超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対して屋内退避の指示等を行う。</p> <p>ウ 屋内退避は小学校区単位で行う。</p>
2	屋内退避準備要請等に対して、災害対策本部副本部長、災害対策本部長（災害対策本部長等）と対応協議、対応決定	防災危機管理監	災害対策本部長等		
3	屋内退避準備要請等について、関係周辺市へ要請・連絡	災害対策本部事務局総務係	関係周辺市	B-⑩ E-⑤	<ul style="list-style-type: none"> ○長浜市災害対策本部事務局（防災危機管理課）：IP電話 210、NTT電話 0749-65-6555 ○高島市災害対策本部防災班（総合防災局）：IP電話 220、NTT電話 0740-25-8133
4	屋内退避準備要請等に対する県の対応を、OFC派遣職員を通じて国へ報告	災害対策本部事務局総務係	OFC派遣職員	B-⑩	
	屋内退避準備要請等に対する県の対応を、国へ報告	OFC派遣職員	現地事故対策連絡会議		○現地事故対策連絡会議住民安全班

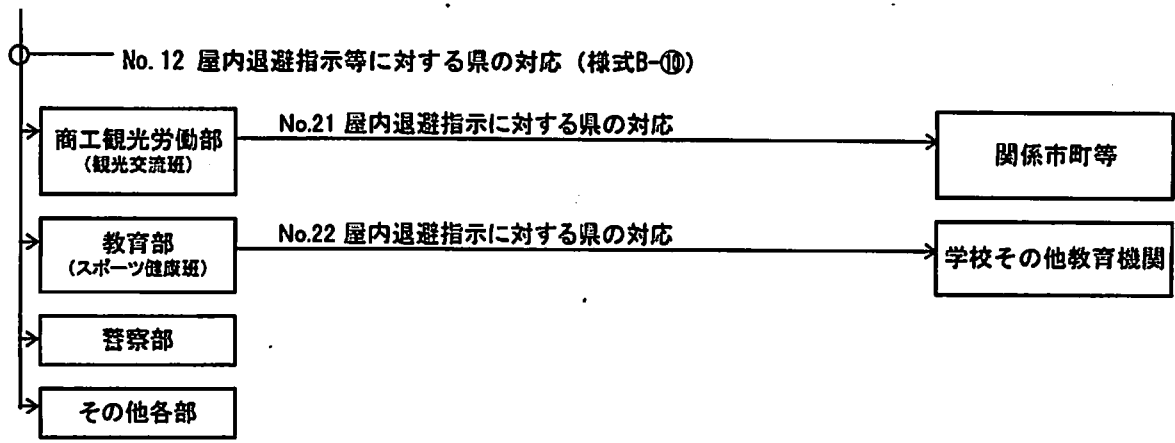
5	屋内退避準備要請等に対する県の対応を、災害対策本部各班および関係機関と情報共有するため連絡	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部各部	B-⑩	○各部危機管理員（警察部にあつては危機管理担当者）あて直接配布または電子メール
			①関係周辺市 ②災害対策湖北地方本部、災害対策高島地方本部 ③湖北消防、高島市消防 ④災害対策本部警察部 ⑤自衛隊（今津、大津）	B-⑩	①②③⑤一斉指令装置FAXおよびNTT電話等（①②はIP-FAXも利用可） ④防災FAXおよびNTT電話等 ○長浜市、高島市：No.4参照 ○湖北地方本部事務局：防災電話 56-2-305, 314, 315、NTT電話 0749-65-6636 ○高島地方本部事務局：防災電話 57-2-301, 302, 303、NTT電話 0740-22-6043 ○湖北地域消防本部通信指令課：防災電話 6157、NTT電話 0749-62-7194 ○高島市消防本部通信指令課：防災電話 6160、NTT電話 0740-22-1234 ○警察部：防災電話846、NTT電話 077-522-1231 ○自衛隊今津駐屯地第3戦車大隊第3係：防災電話 6171、NTT電話 0740-22-2581内235 ○自衛隊大津駐屯地訓練科：防災電話100-862、NTT電話 077-523-0034内230, 232
			⑥①以外の市町 ⑦②以外の災害対策地方本部 ⑧③以外の消防 ⑨指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	B-⑩	⑥⑦⑨一斉指令装置FAX ⑨F-NET FAX ※指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関連絡先は「緊急時連絡先一覧」(p)参照
6	緊急被ばく医療チーム派遣機関へ、屋内退避準備要請等に対する県の対応を情報共有するため連絡	災害対策本部健康医療班	緊急被ばく医療チーム派遣機関		○緊急被ばく医療チーム派遣機関
7	滋賀県社会福祉協議会へ、屋内退避準備要請等に対する県の対応を情報共有するため連絡	災害対策本部健康福祉政策班	滋賀県社会福祉協議会		○滋賀県社会福祉協議会地域福祉担当：077-567-3921
8	高齢者福祉施設へ、屋内退避準備要請等に対する県の対応を情報共有するため連絡	災害対策本部医療福祉推進班	各高齢者福祉施設		
9	障害者支援施設等へ、屋内退避準備要請等に対する県の対応を情報共有するため連絡	災害対策本部障害福祉班	各障害者支援施設等		
10	児童福祉施設等へ、屋内退避準備要請等に対する県の対応を情報共有するため連絡	災害対策本部子ども・青少年班	各児童福祉施設等		
11	観光施設等へ、屋内退避準備要請等に対する県の対応を情報を提供するよう要請	災害対策本部観光交流班	関係市町等		

12	学校その他教育機関へ、屋内退避準備要請等に対する県の対応を情報共有するため連絡	災害対策本部スポーツ健康班	<ul style="list-style-type: none"> ・関係周辺市教育委員会事務局 ・学校その他教育機関 		
----	---	---------------	--	--	--

II 全面緊急事態

【屋内退避指示、避難（一時移転）準備指示、安定ヨウ素剤服用準備指示対応スキーム】





確認シート 【 ①避難等防護措置の指示 II 全面緊急事態 】

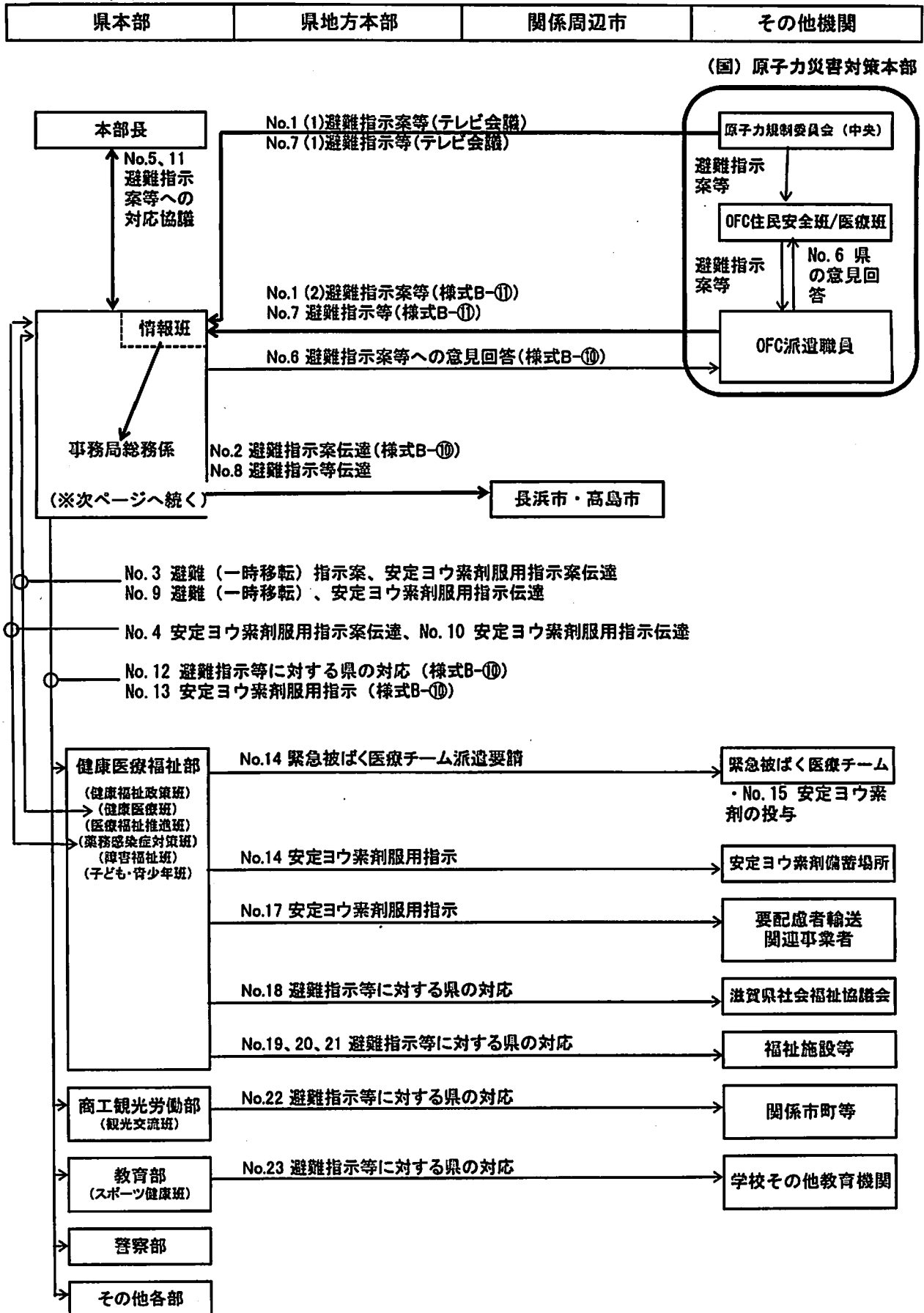
No.	活動内容	担当	相手先	様式	備考
1	国からなされた屋内退避指示案、避難（一時移転）準備指示案または安定ヨウ素剤服用準備指示案（屋内退避指示案等）に係る意見照会について、災害対策本部事務局へ関係文書を送付	OFC派遣職員	災害対策本部事務局総務係	B-⑪	【想定される指示案】 ●対UPZ（30km圏）内地区 ・屋内退避指示 ・避難（一時移転）準備指示 ・安定ヨウ素剤服用準備指示 ○災害対策本部事務局総務係：IP電話 202、NTT電話 077-528-3445
	国から(1)テレビ会議または(2)OFC派遣職員を通じてなされた屋内退避指示案等に係る意見照会に対して、事務局長、防災危機管理監と対応協議	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部事務局長 ・防災危機管理監		【取るべき対応】 ・関係周辺市に対し、指示案が決定後に屋内退避指示等に係る住民への広報を要請 【留意事項】 ・国の指示案に対する対応の検討にあたっては、関係周辺市の意見を踏まえる
2	屋内退避指示案等を、関係周辺市に伝達	災害対策本部事務局総務係	関係周辺市		○長浜市災害対策本部事務局（防災危機管理課）：IP電話 210、NTT電話 0749-65-6555 ○高島市災害対策本部防災班（総合防災局）：IP電話 220、NTT電話 0740-25-8133
3	避難（一時移転）準備指示案および安定ヨウ素剤服用準備指示案を、健康医療班に伝達	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部健康医療班		
4	安定ヨウ素剤服用準備指示案を、薬務感染症対策班に伝達	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部薬務感染症対策班		
5	屋内退避指示案等に対して、災害対策本部長等と対応協議、対応決定	防災危機管理監	災害対策本部長等		
6	国からの屋内退避指示案等に対する県の意見をOFC派遣職員を通じて国へ回答	災害対策本部事務局総務係	OFC派遣職員	B-⑩	
	国へ屋内退避指示案等に対する県の意見を回答（国関係者と指示内容について検討・調整）	OFC派遣職員	合同対策協議会		○合同対策協議会住民安全班
7	国からなされた屋内退避指示、避難（一時移転）準備指示または安定ヨウ素剤服用準備指示（屋内退避指示等）について、災害対策本部事務局へ関係文書を送付	OFC派遣職員	災害対策本部事務局総務係	B-⑪	○災害対策本部事務局総務係：IP電話 202、NTT電話 077-528-3445
	国からテレビ会議またはOFC派遣職員を通じてなされた屋内退避指示等に対して、事務局長、防災危機管理監と対応協議	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部事務局長 ・防災危機管理監		【取るべき対応】 ・関係周辺市に対し、屋内退避指示等に係る住民への広報を要請 ・全市町、関係機関に対し、避難（一時移転）の準備を要請 ・関係周辺市および関係機関に対し、安定ヨウ素剤服用の準備を要請

8	屋内退避指示等を、関係周辺市に伝達	災害対策本部事務局総務係	関係周辺市		○長浜市災害対策本部事務局(防災危機管理課) : IP電話 210、NTT電話 0749-65-6555 ○高島市災害対策本部防災班(総合防災局) : IP電話 220、NTT電話 0740-25-8133
9	避難(一時移転)準備指示および安定ヨウ薬剤服用準備指示を、健康医療班に伝達	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部健康医療班		
10	安定ヨウ薬剤服用準備指示を、薬務感染症対策班に伝達	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部薬務感染症対策班		
11	屋内退避指示等に対して、災害対策本部長等と対応協議、対応決定	防災危機管理監	災害対策本部長等		
12	屋内退避指示等に係る決定事項を災害対策本部各班および関係機関と情報共有するため伝達	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部各部	B-10	各部危機管理員(警察部にあっては危機管理担当者)あて直接配布または電子メール
		災害対策本部事務局総務係	①関係周辺市 ②災害対策湖北地方本部、災害対策高島地方本部 ③湖北消防、高島消防 ④災害対策本部警察部 ⑤自衛隊(今津、大津)	B-10	①②③⑤一斉指令装置FAX(①②はIP-FAXも利用可)およびNTT電話 ④防災FAXおよびNTT電話
		災害対策本部事務局総務係	⑥①以外の市町 ⑦②以外の災害対策地方本部 ⑧③以外の消防機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	B-10	⑥⑦⑧一斉指令装置FAX ⑨F-NETFAX ※指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関連絡先は「緊急時連絡先一覧」(p)参照
13	緊急被ばく医療チーム派遣機関へ、屋内退避指示等に係る県の対応を情報共有するため連絡	災害対策本部健康医療班	緊急被ばく医療チーム派遣機関		○緊急被ばく医療チーム派遣機関
14	UPZ内屋内退避に係る連絡調整	災害対策本部事務局総務係	関係周辺市		○長浜市災害対策本部事務局(防災危機管理課) : IP電話 210、NTT電話 0749-65-6555 ○高島市災害対策本部防災班(総合防災局) : IP電話 220、NTT電話 0740-25-8133
15	避難(一時移転)実施準備に係る連絡調整	災害対策本部事務局総務係	・関係周辺市 ・災害対策本部警察部 ・県バス協会 ・災害対策本部健康医療班 ほか		○長浜市災害対策本部事務局(防災危機管理課) : IP電話 210、NTT電話 0749-65-6555 ○高島市災害対策本部防災班(総合防災局) : IP電話 220、NTT電話 0740-25-8133 ○県バス協会

16	安定ヨウ素剤配布準備に係る連絡調整	災害対策本部事務局総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・関係周辺市 ・災害対策本部薬務感染症対策班 ・災害対策本部健康医療班 		<ul style="list-style-type: none"> ○長浜市災害対策本部事務局（防災危機管理課）：IP電話 210、NTT電話 0749-65-6555 ○高島市災害対策本部防災班（総合防災局）：IP電話 220、NTT電話 0740-25-8133
	安定ヨウ素剤配布準備に係る連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部健康医療班 ・災害対策本部薬務感染症対策班 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策湖北地方本部健康福祉班 ・災害対策高島地方本部健康福祉班 ・安定ヨウ素剤備蓄場所所管機関 ・緊急被ばく医療チーム派遣機関 		※詳細は、「緊急被ばく医療マニュアル」による。
17	滋賀県社会福祉協議会へ、屋内退避指示等に係る県の対応を情報共有するため連絡	災害対策本部健康福祉政策班	滋賀県社会福祉協議会		
18	高齢者福祉施設へ、屋内退避指示等に係る県の対応を情報共有するため連絡	災害対策本部医療福祉推進班	各高齢者福祉施設		
19	障害者支援施設等へ、屋内退避指示等に係る県の対応を情報共有するため連絡	災害対策本部障害福祉班	各障害者支援施設等		
20	児童福祉施設等へ、屋内退避指示等に係る県の対応を情報共有するため連絡	災害対策本部子ども・青少年班	各児童福祉施設等		
21	観光施設等へ、屋内退避指示等に対する県の対応を情報提供しよう要請	災害対策本部観光交流班	関係市町等		
22	学校その他教育機関へ、屋内退避指示等に係る県の対応を情報共有するため連絡	災害対策本部スポーツ健康班	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町教育委員会事務局 ・学校その他教育機関 		

III OIL1、OIL2超過

【避難（一時移転）指示、安定ヨウ素剤服用指示対応スキーム】



(※前ページからの続き)

事務局総務係

No.12 避難指示等に対する県の対応
No.13 安定ヨウ素剤服用指示

湖北・高島地方本部
事務局

・ No. 49 防災業務関係者への安定ヨウ素剤配布

No.12 避難指示等に対する県の対応
No.13 安定ヨウ素剤服用指示

各地方本部
(湖北・高島を除く)

No.12 避難指示等に対する県の対応
No.13 安定ヨウ素剤服用指示

各市町
(長浜市・高島市を除く)

No.12 避難指示等に対する県の対応
No.13 安定ヨウ素剤服用指示

各消防本部

No.12 避難指示等に対する県の対応
No.13 安定ヨウ素剤服用指示

自衛隊 (今津、大津)

No.12 避難指示等に対する県の対応
No.13 安定ヨウ素剤服用指示

指定地方行政機関等

No.17 安定ヨウ素剤服用指示

輸送要請の相手方

確認シート 【 ①避難等防護措置の指示 III OIL1、OIL2超過 】

No.	活動内容	担当	相手先	様式	備考
1	国からなされた避難（一時移転）指示案、安定ヨウ素剤服用指示案（避難指示案等）に係る意見照会について、災害対策本部事務局へ関係文書を送付	OFC派遣職員	災害対策本部事務局総務係	B-⑪	【想定される指示内容】 ●対OIL1またはOIL2基準値超過地区 ・避難（一時移転）指示 ・安定ヨウ素剤服用指示 ●対UPZ（30km圏）内地区 ・屋内退避指示（継続） ○災害対策本部事務局総務係：IP電話 202、NTT電話 077-528-3445
	国から(1)テレビ会議または(2)OFC派遣職員を通じてなされた避難指示案等に係る意見照会に対して、事務局長、防災危機管理監と対応協議	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部事務局長 ・防災危機管理監		【取るべき対応】 ・長浜市、高島市に対し、指示が決定後、屋内退避指示等に係る住民への広報を要請 ・避難先・輸送手段の確保 ・避難経路の再調整 ・避難中継所の設置 【留意点】 ・避難指示対象区域のみ確認し、避難先、輸送手段については調整中とする。 ・明らかに輸送手段等が不足する場合は、指示案に対する意見と併せて国の支援を要請する。
2	国からの避難指示案等を、関係周辺市に伝達	災害対策本部事務局総務係	関係周辺市	B-⑩	○長浜市災害対策本部事務局（防災危機管理課）：IP電話 210、NTT電話 0749-65-6555 ○高島市災害対策本部防災班（総合防災局）：IP電話 220、NTT電話 0740-25-8133
3	避難（一時移転）指示案および安定ヨウ素剤服用指示案を、健康医療班に伝達	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部健康医療班		
4	安定ヨウ素剤服用指示案を、薬務感染症対策班に伝達	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部健康医療班 ・災害対策本部薬務感染症対策班		
5	避難指示案等に対して、災害対策本部長等と対応協議、対応決定	防災危機管理監	災害対策本部長等		
6	国からの避難指示案等に対する県の意見をOFC派遣職員を通じて国へ回答	災害対策本部事務局総務係	OFC派遣職員	B-⑩	
	国関係者へ国からの避難指示案等に対する県の意見を回答（国関係者と指示内容について検討・調整）	OFC派遣職員	合同対策協議会		○合同対策協議会住民安全班

7	国からなされた避難（一時移転）指示または安定ヨウ素剤服用指示（避難指示等）について、災害対策本部事務局へ関係文書を送付	OFC派遣職員	災害対策本部事務局総務係	B-⑩	○災害対策本部事務局総務係：IP電話 202、NTT電話 077-528-3445
	国から(1)テレビ会議または(2)OFC派遣職員を通じてなされた避難指示等に対して、事務局長、防災危機管理監と対応協議	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部事務局長 ・防災危機管理監		【取るべき対応】 ・長浜市、高島市に対し、避難指示等に係る住民への広報を要請 ・避難先等の調整を継続
8	避難指示等を、関係周辺市に伝達	災害対策本部事務局総務係	関係周辺市		○長浜市災害対策本部事務局（防災危機管理課）：IP電話 210、NTT電話 0749-65-6555 ○高島市災害対策本部防災班（総合防災局）：IP電話 220、NTT電話 0740-25-8133 【留意事項】 ・OIL2超過による一時移転を実施する際には、合理的に被ばくの影響を軽減するため、地域的および年齢的段階的避難を考慮する。 別紙1「段階的避難について」参照。
	避難（一時移転）指示および安定ヨウ素剤服用指示を、健康医療班に伝達	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部健康医療班		
9	安定ヨウ素剤服用指示を、業務感染症対策班に伝達	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部業務感染症対策班		
10	避難指示等に対して、災害対策本部長等と対応協議、対応決定	防災危機管理監	災害対策本部長等		
12	避難指示等に係る決定事項を災害対策本部各班および関係機関と情報共有するため伝達	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部各部	B-⑩	各部危機管理員（警察部にあっては危機管理担当者）あて直接配布または電子メール
			①関係周辺市 ②災害対策湖北地方本部、災害対策高島地方本部 ③湖北消防、高島市消防 ④災害対策本部警察部 ⑤自衛隊（今津、大津）	B-⑩	①②③⑤一斉指令装置FAX（①②はIP-FAXも利用可）およびNTT電話 ④防災FAXおよびNTT電話
			⑥①以外の市町 ⑦②以外の災害対策地方本部 ⑧③以外の消防 ⑨指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	B-⑩	⑥⑦⑧一斉指令装置FAX ⑨F-NETFAX ※指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関連絡先は「緊急時連絡先一覧」（p）参照

13	国から安定ヨウ素剤服用指示を受けた場合は速やかに災害対策本部各班および関係機関へ伝達	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部各部	B-10	各部危機管理員（警察部にあつては危機管理担当者）あて直接配布または電子メール
			①関係周辺市 ②災害対策湖北地方本部、災害対策高島地方本部 ③湖北消防、高島市消防 ④災害対策本部警察部 ⑤自衛隊（今津、大津）	B-10	①②③⑤一斉指令装置FAX（①②はIP-FAXも利用可）およびNTT電話 ④防災FAXおよびNTT電話
			⑥①以外の市町 ⑦②以外の災害対策地方本部 ⑧③以外の消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関	B-10	⑥⑦一斉指令装置FAX ⑧防災FAX ⑨NTTFAX
14	避難（一時移転）指示、安定ヨウ素剤服用指示等の情報提供および安定ヨウ素剤服用のため避難集合場所に派遣する緊急被ばく医療チームの派遣要請	災害対策本部健康医療班	・緊急被ばく医療チーム派遣機関 ・安定ヨウ素剤備蓄場所所管機関		※詳細は緊急被ばく医療マニュアルによる。
15	住民への安定ヨウ素剤の投与	緊急被ばく医療チーム			※詳細は緊急被ばく医療マニュアルによる。 【留意事項】 ・安定ヨウ素剤の服用の際は、子ども（高校生以下）を最優先とし、次いで、若い者（40歳以下）を優先する。
16	防災業務関係者への安定ヨウ素剤配布	災害対策地方本部			○保健所に備蓄している安定ヨウ素剤を防災業務関係者に配布 ※詳細は緊急被ばく医療マニュアルによる。
17	安定ヨウ素剤服用指示の伝達	・災害対策本部事務局総務係 ・災害対策本部健康医療班 ・災害対策本部医療福祉推進班 ・災害対策本部障害福祉班 ・災害対策本部子ども・青少年班	輸送要請の相手方		○指示区域内で活動する者が安定ヨウ素剤を携行している場合は服用させる。その場合、服用者のアレルギー等が不明な場合は、服用後しばらくの間（30分間が目安）、様態を慎重に観察する必要があることを伝える。 ○安定ヨウ素剤を携行していないときは服用指示区域を離れ、長浜・高島保健所に受け取りに行かせる。

18	滋賀県社会福祉協議会へ避難（一時移転）指示、安定ヨウ素剤服用指示等の情報を提供	災害対策本部健康福祉政策班	滋賀県社会福祉協議会		
19	高齢者福祉施設へ避難（一時移転）指示、安定ヨウ素剤服用指示等の情報を提供	災害対策本部医療福祉推進班	各高齢者福祉施設		
20	障害者支援施設等へ避難（一時移転）指示、安定ヨウ素剤服用指示等の情報を提供	災害対策本部障害福祉班	各障害者支援施設等		
21	児童福祉施設等へ避難（一時移転）指示、安定ヨウ素剤服用指示等の情報を提供	災害対策本部子ども・青少年班	各児童福祉施設等		
22	観光施設等へ、避難（一時移転）指示、安定ヨウ素剤服用指示等の情報を提供するよう要請	災害対策本部観光交流班	関係市町等		
23	学校その他教育機関へ避難（一時移転）指示、安定ヨウ素剤服用指示等の情報を提供	災害対策本部スポーツ健康班	・関係市町教育委員会事務局 ・学校その他教育機関		

段階的避難について

＜OIL2 超過による一時移転時の段階的避難＞

OIL2 超過による一時移転を実施する際には、合理的に被ばくの影響を軽減するため、地域的および年齢的段階的避難を考慮する。

【地域的段階的避難】

空間線量率が高い小学校区を優先して避難する。

【年齢的段階的避難】

放射線感受性が高い低年齢の者およびその家族を優先的に避難する。

- ①未就学児とその母親、妊産婦、授乳婦
- ②小学生
- ③中学生
- ④高校生

※①～④のいずれも、同居の世帯構成員を含む。

＜OIL1 超過による避難時の段階的避難＞

OIL1 超過による避難においては緊急性が求められるが、その中であっても年齢的段階的避難に配慮する。

＜放射性物質放出前の段階的避難＞

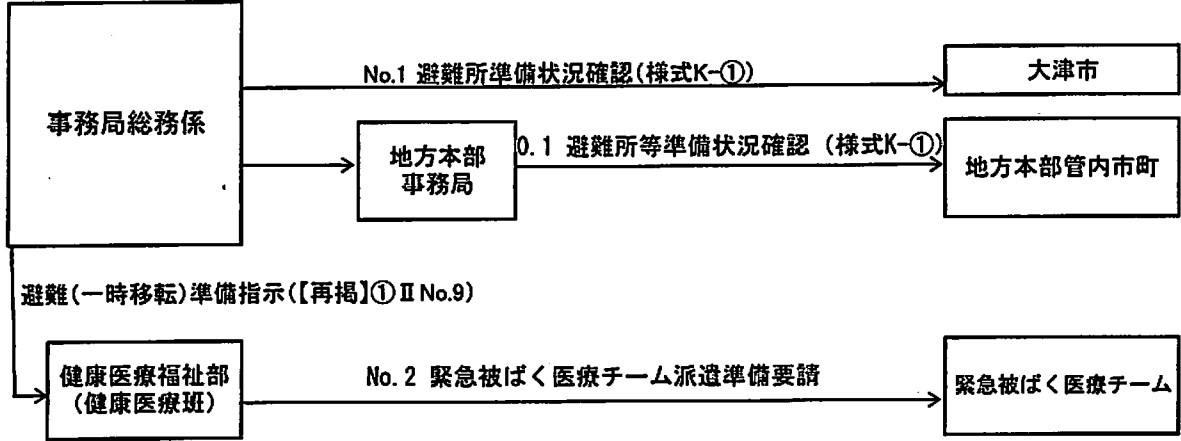
事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがあることに留意する。

②避難先の調整

II 全面緊急事態

【避難準備スキーム】

県本部	県地方本部	関係周辺市	その他機関
-----	-------	-------	-------

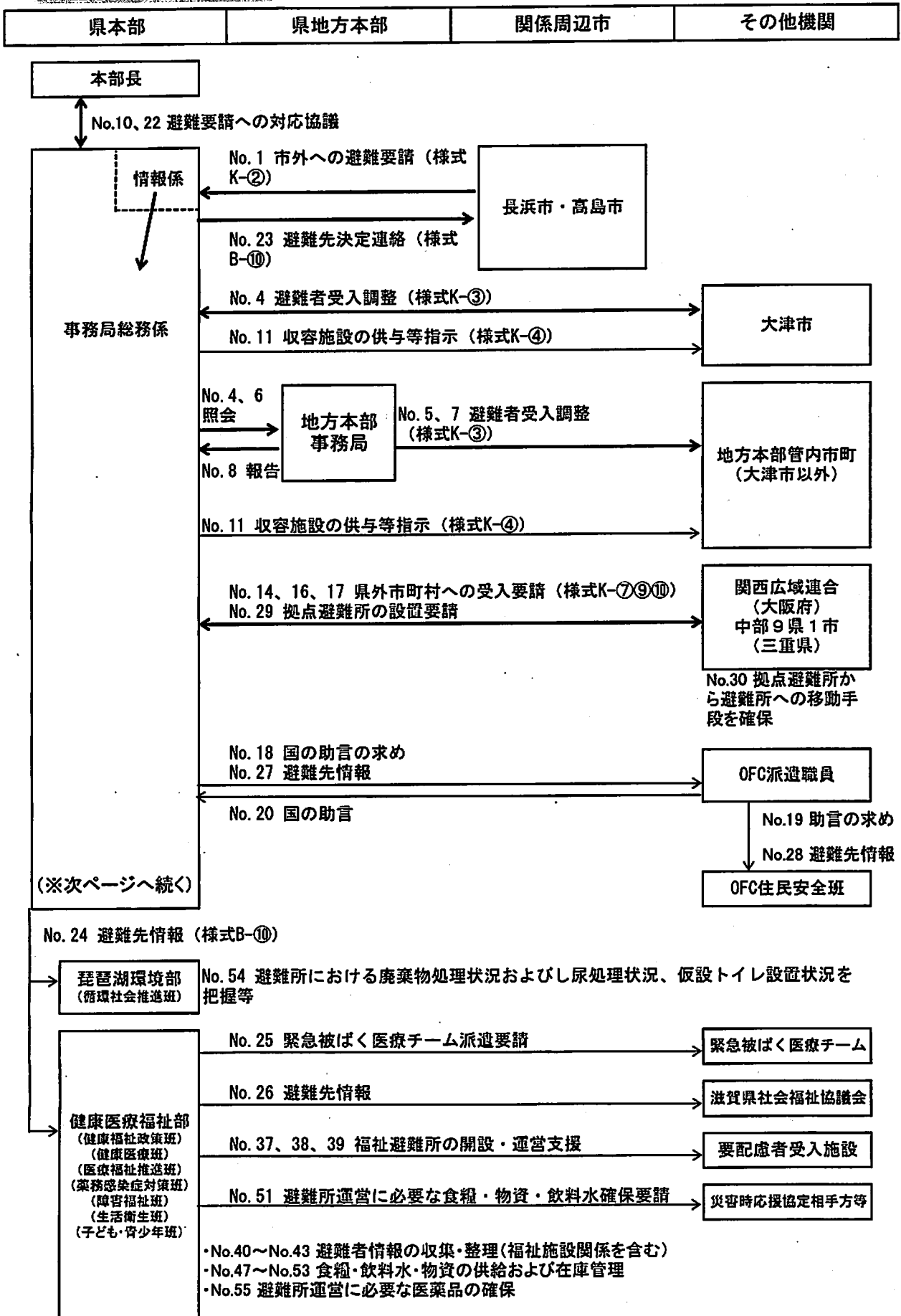


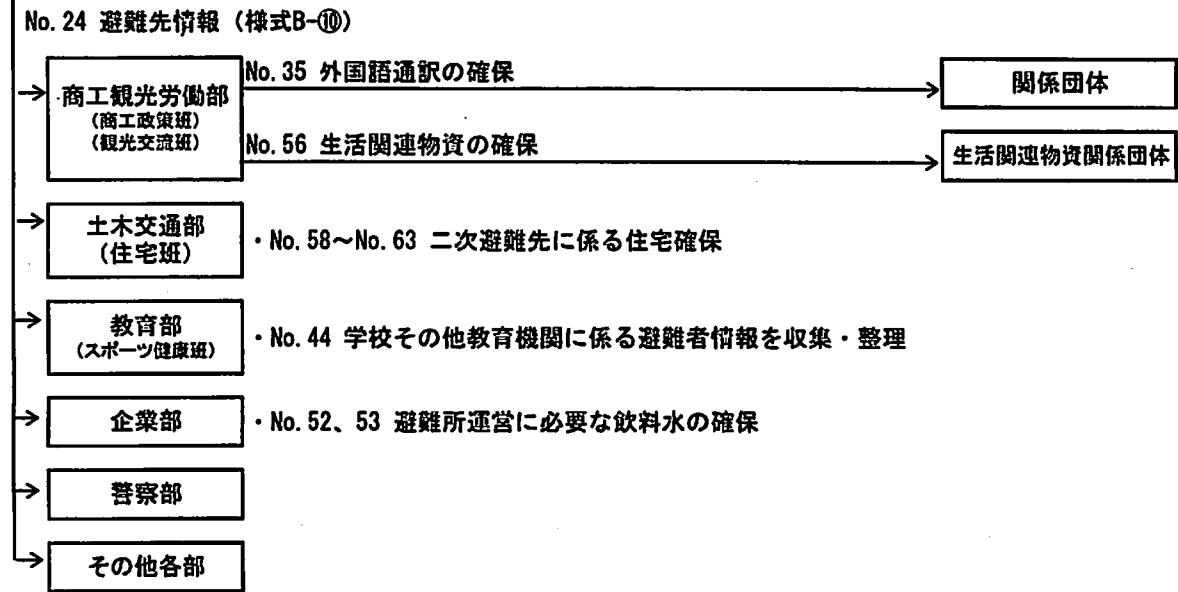
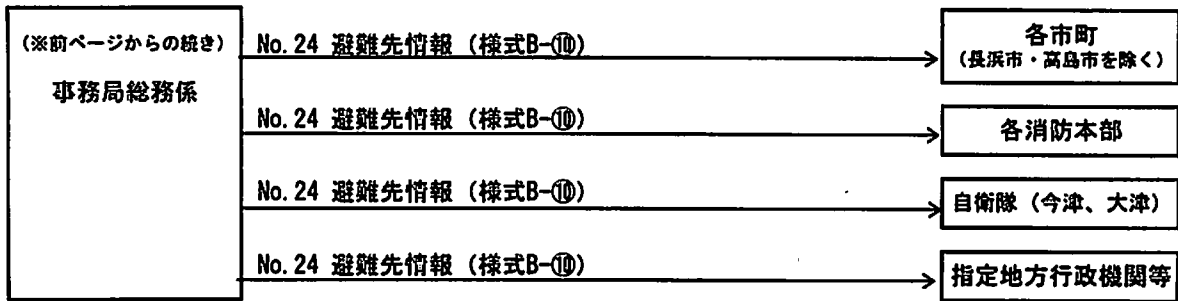
確認シート 【 ②避難先の調整 II 全面緊急事態 】

番号	活動内容	担当	相手先	様式	備考
1	避難（一時移転）準備指示を受け、要配慮者の避難先も含め、一時集合場所、避難所の準備状況を確認	災害対策本部事務局総務係	・県内市町	K-①	○大津市以外の各市町に対しては、地方本部を通じて確認
2	避難（一時移転）準備指示を受け、緊急被ばく医療チーム派遣準備要請	災害対策本部健康医療班	緊急被ばく医療チーム派遣機関		

III OIL1、OIL2超過

【避難先の調整スキーム】





確認シート 【 ②避難先の調整 III OIL1、OIL2超過 】

番号	活動内容	担当	相手先	様式	備考
1	避難対象区域を含む市町（避難元市町）から避難について協議要請を受信	災害対策本部事務局情報係	避難元市町	K-②	○事務局長、防災危機管理監へ報告
2	避難要請を共有	災害対策本部情報係	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事務局総務係 ・災害対策本部健康医療福祉部 ・災害対策湖北地方本部、災害対策高島地方本部 ・災害対策本部警察部 ・OFC派遣職員 	B-⑩	
3	避難者受入先を事務局長、防災危機管理監と対応協議（方針の確認）	災害対策本部事務局総務係	（係内協議）		<ul style="list-style-type: none"> ○大津市、草津市、甲賀市、東近江市を中心に協議を行う。 ○前項4市での受入れが困難な場合は4市以外の県内市町に協力を求める。 ○県内での受入れが困難な場合は、災害状況、気象状況を踏まえ関西または中部への避難を検討する。
4	大津市、草津市、東近江市、甲賀市に受入可能数を照会（大津市以外は地方本部を通じて照会）	災害対策本部事務局総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市 ・関係災害対策地方本部 	<ul style="list-style-type: none"> K-② K-③ 	<ul style="list-style-type: none"> ○大津市危機対策防災課：077-528-2616 ○災害対策南部地方本部 ○災害対策甲賀地方本部 ○災害対策東近江地方本部
5	草津市、東近江市、甲賀市に受入可能数を照会	関係災害対策地方本部	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市 ・甲賀市 ・東近江市 	K-③	<ul style="list-style-type: none"> ○草津市危機管理課：077-561-2325 ○甲賀市危機管理課：0748-65-0665 ○東近江市防災危機管理課：0748-24-5617
6	No. 4にて大津市他3市以外も含めた県内への避難を検討することとした場合、関係災害対策地方本部を通じて県内市町に受入可能数を照会	災害対策本部事務局総務係	関係災害対策地方本部	K-③	○各災害対策地方本部
7	県内市町に受入可能数を照会	関係災害対策地方本部	県内市町	K-③	表○ 防災関係機関連絡先一覧参照
8	No6、No. 8の照会結果を災害対策本部へ報告	関係災害対策地方本部	災害対策本部事務局総務係	K-③	

9	No. 5、No. 9を踏まえ、避難者受入先を事務局長、防災危機管理監に協議	災害対策本部事務局総務係	・事務局長 ・防災危機管理監		県内での受入れが困難な場合または受入れ施設が不足する場合は、No. 15以下により、他府県に受入れを要請する。その際は、災害の状況や緊急時モニタリング結果、等について、総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。 【他府県受入れ先候補】 ・大阪府（関西広域連合） ・中部9県1市 ・全国知事会等
10	県内市町に受入れを要請する場合、災害対策本部副本部長、災害対策本部長（災害対策本部長等）に協議	防災危機管理監	災害対策本部長等		
11	県内市町に避難者の受入れを要請する場合、避難先となる市町に対して収容施設の供与およびその他の災害救助の実施協力を指示	災害対策本部事務局総務係	受入れ市町（県内）	K-④	
12	避難先市町と協議のうえ、避難元市町に避難所となる施設を提示	災害対策本部事務局総務係	避難元市町	K-⑤	避難元市町は各避難所への避難住民の割り振りを行い、県へ連絡する
13	避難元市町から各避難所への避難住民の割り振り結果の連絡があった場合、避難先市町へ連絡	災害対策本部事務局総務係	避難先市町	K-⑥	
14	No. 10にて関西方面への避難を検討することとした場合、大阪府に避難者受入れを要請	災害対策本部事務局総務係	大阪府	K-⑦	○大阪府防災企画課：06-6944-6487 ※大阪府で受入れができない場合は、大阪府が和歌山県と調整する。その際は滋賀県の意見を聴取したうえで、受入れの割当てを見直す。 大阪府、和歌山県で受入れができないときは、大阪府は滋賀県および関西広域連合に連絡する。
15	大阪府に避難者受入れを要請したことを関西広域連合に連絡	災害対策本部事務局総務係	関西広域連合	K-⑧	○関西広域連合広域防災局：078-362-9806
16	No. 10にて中部方面への避難を検討することとした場合、中部9県1市に避難者受入れを要請	災害対策本部事務局総務係	中部9県1市	K-⑨	○中部9県1市の主たる応援県市（三重県防災対策総務課）：059-224-2181
17	大阪府および和歌山県ならびに中部方面で受入れができない場合、関西広域連合を通じ、全国知事会等に避難者受入れを要請	災害対策本部事務局総務係	関西広域連合	K-⑩	○関西広域連合広域防災局：078-362-9806 ※要請先：全国知事会、九州地方知事会、九都県市
18	避難先を検討するにあたり、OFC派遣職員を通じて合同対策協議会に助言を求める	災害対策本部事務局総務係	OFC派遣職員	B-⑩	【参考】 防災基本計画によると、国は、受入れの候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言することとされている。

19	避難先を検討するにあたり、合同対策協議会に助言を求める	OFC派遣職員	合同対策協議会		○合同対策協議会住民安全班
20	合同対策協議会の助言を事務局総務係へ連絡	OFC派遣職員	災害対策本部事務局総務係	B-11	○災害対策本部事務局総務係：IP電話 202、NTT電話 077-528-3445
21	No. 15、No. 17、No. 18を踏まえ、避難者受入先を事務局長、防災危機管理監に協議	災害対策本部事務局総務係	・事務局長 ・防災危機管理監		
22	避難者受入れ先を災害対策本部長等に協議	防災危機管理監	災害対策本部長等		
23	要請元に避難先を通知	災害対策本部事務局総務係	・避難元市町 ・避難先市町	B-10	
24	避難先を災害対策本部各班および関係機関と情報共有するため、伝達	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部各部	B-10	各部危機管理員（警察部にあつては危機管理担当者）あて直接配布または電子メール
			①長浜市、高島市 ②災害対策湖北地方本部、災害対策高島地方本部 ③湖北消防、高島市消防 ④災害対策本部警察部 ⑤自衛隊（今津、大津）	B-10	①②③⑤一斉指令装置FAX（①②はIP-FAXも利用可）およびNTT電話 ④防災FAXおよびNTT電話
			⑥①以外の市町 ⑦②以外の災害対策地方本部 ⑧③以外の消防機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	B-10	⑥⑦⑧一斉指令装置FAX ⑨F-NETFAX ※指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関連絡先は「緊急時連絡先一覧」（p）参照
25	避難所に派遣する緊急被ばく医療チームの派遣を要請	災害対策本部健康医療班	医療関係機関		※詳細は緊急被ばく医療マニュアルによる。
26	滋賀県社会福祉協議会へ避難先情報を提供	災害対策本部健康福祉政策班	滋賀県社会福祉協議会		○滋賀県社会福祉協議会地域福祉担当
27	OFC派遣職員を通じて合同対策協議会へ避難先情報を提供	災害対策本部事務局総務係	OFC派遣職員		
28	合同対策協議会へ避難先情報を提供	OFC派遣職員	合同対策協議会		○合同対策協議会住民安全班
29	拠点避難所の設置を要請	災害対策本部事務局総務係	・大阪府 ・中部9県1市		
30	拠点避難所から各避難所への移動手段を確保	避難先市町村			

31	避難所を開設	避難先市町村	施設管理者		
32	避難所の開設を県へ報告	避難先市町村	災害対策本部事務局情報係		
33	避難完了報告を受ける	災害対策本部事務局情報係	避難元市町		
34	(欠番)				
35	外国語通訳を確保	災害対策本部観光交流班	関係団体		
36	福祉避難所を設置	避難元市町			
37	福祉避難所の開設・運営を支援	災害対策本部医療福祉推進班	高齢者福祉施設		
38	福祉避難所の開設・運営を支援	災害対策本部障害福祉班	障害者支援施設等		
39	福祉避難所の開設・運営を支援	災害対策本部子ども・青少年班	児童福祉施設等		
40	市町と連携し避難者情報を収集・整理	災害対策本部健康福祉政策班	避難元市町	K-①	[収集項目(例)] 氏名、生年月日、性別、住所、負傷の有無、負傷の状況、現在の居所等 ※個人情報保護に十分留意
41	市町と連携し高齢者福祉施設に係る避難者情報を収集・整理	災害対策本部医療福祉推進班	・避難元市町 (・高齢者福祉施設)	K-①	
42	市町と連携し障害者支援施設等に係る避難者情報を収集・整理	災害対策本部障害福祉班	・避難元市町 (・障害者支援施設等)	K-①	○児童福祉施設(障害児入所施設・児童発達支援センター) ○障害者支援施設 ○障害福祉サービス事業所(居宅介護、重度訪問介護および行動介護を除く。)等
43	市町と連携し児童福祉施設等に係る避難者情報を収集・整理	災害対策本部子ども・青少年班	・避難元市町 (・児童福祉施設等)	K-①	○児童福祉施設(助産施設・母子生活支援施設・保育所・児童厚生施設・乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設・児童家庭支援センター) ○婦人保護施設

44	市町と連携し学校その他教育機関に係る避難者情報を収集・整理	災害対策本部スポーツ健康班	・避難元市町教育委員会事務局 (・学校その他教育機関)	K-⑪	
45	避難者情報の引継	避難元市町	避難先市町村		
46	避難所を運営	避難先市町村			○当初3日間を目安に避難先市町村が運営し、避難元市町に順次切替える。 ○避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
47	避難所運営に必要な食糧・物資を把握し、供給計画を決定	災害対策本部健康福祉政策班	避難元市町		
48	避難所運営に必要な食糧や飲料水等の支援物資を確認	災害対策本部健康福祉政策班	避難元市町		
49	避難所運営に必要な食糧・物資・飲料水の確保要請	災害対策本部健康福祉政策班	・避難元市町 ・国 ・関西広域連合 ・災害時応援協定相手方		
50	供給計画に従い食糧・物資を配布	災害対策本部健康福祉政策班	避難元市町		
51	避難所運営に必要な食糧・物資の在庫を管理	災害対策本部健康福祉政策班	避難元市町		
52	避難所運営に必要な給水資機材を確保	・災害対策本部生活衛生班 ・災害対策本部企業部	避難元市町		
53	避難所運営に必要な給水タンク車を確保し、飲料水を供給	・災害対策本部生活衛生班 ・災害対策本部企業部	避難元市町		

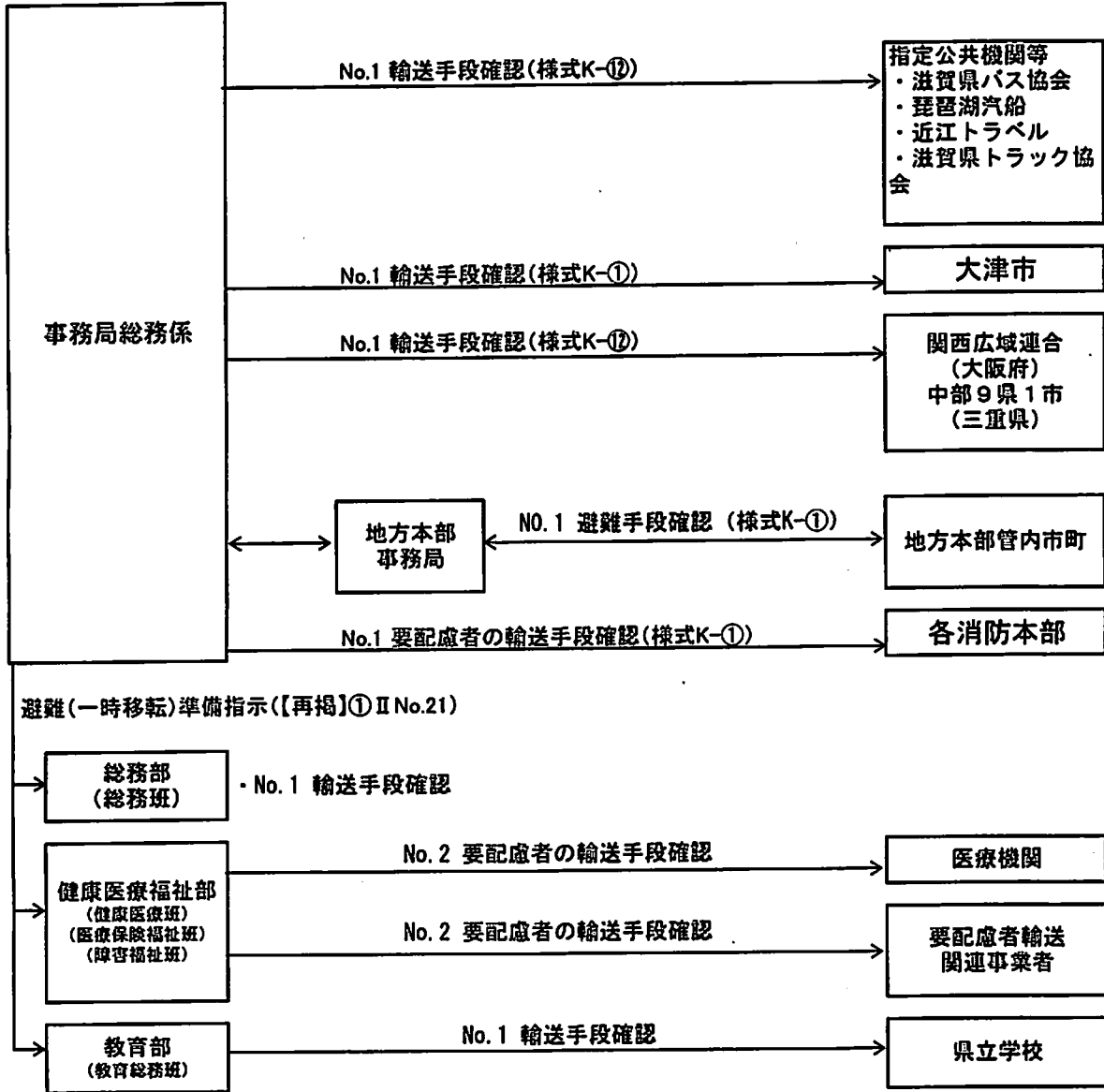
54	避難所の廃棄物処理状況および尿処理状況、仮設トイレ設置状況を把握等	災害対策本部循環社会推進班	・避難元市町 ・避難先市町村		
55	避難所運営に必要な医薬品（安定ヨウ素剤を除く）等を調達し、救護所へ搬送	災害対策本部薬務感染症対策班	・関係市町村 ・医薬品関係団体、事業者		
56	避難所運営に必要な生活関連物資の確保に関し関係団体と連絡調整	災害対策本部商工政策班	生活関連物資関係団体		
57	情報係を通じて避難者受入要請への対応に係る情報を収集・整理	災害対策本部事務局総務係	各市町		
58	二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数等を把握	災害対策本部住宅班	避難先市町村		
59	二次避難先を確保するため公営住宅の空き家を有効活用	災害対策本部住宅班	各市町		
60	住宅再建資金等の融資制度を検討	災害対策本部住宅班	各市町		
61	住宅再建の相談窓口の開設を検討	災害対策本部住宅班	各市町		
62	二次避難先を確保するため民間賃貸住宅の提供を検討	災害対策本部住宅班	各市町		○「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」（滋賀県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会滋賀県本部）（地域防災計画（参考編）第2-9項）参照
63	二次避難先確保要請	災害対策本部住宅班	避難先府県		
63	二次避難先へ移行	災害対策本部住宅班			

③避難手段の確保

II 全面緊急事態

【避難手段の確保準備スキーム】

県本部	県地方本部	関係周辺市	その他機関
-----	-------	-------	-------



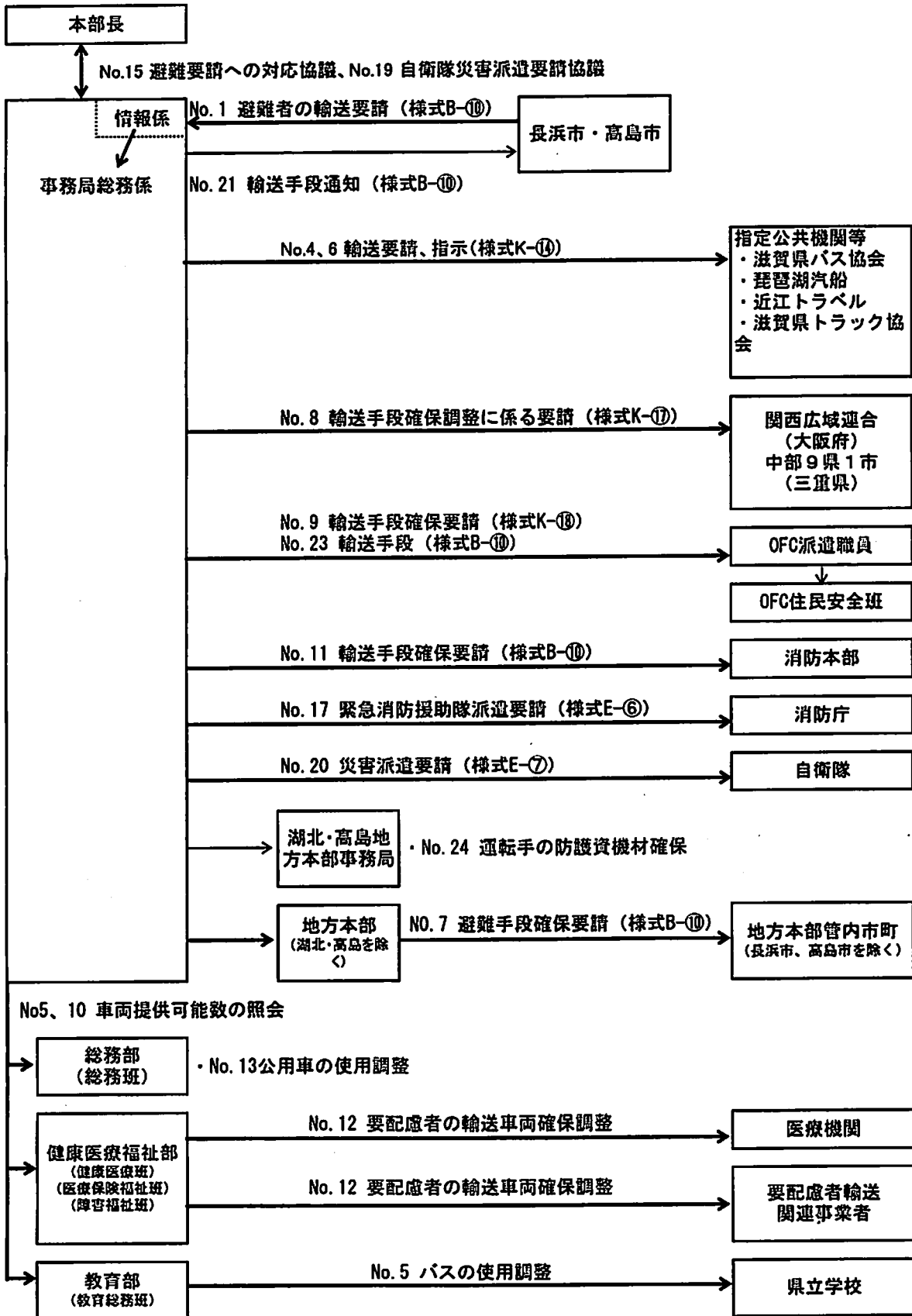
確認シート 【 ③避難手段の確保 II 全面緊急事態 】

番号	活動内容	担当	相手先	様式	備考
1	避難（一時移転）準備指示を受け、輸送手段を確認する	災害対策本部事務局総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町 ・ 滋賀県バス協会 ・ 関西広域連合 ・ 中部9県1市 	K-① K-⑫	○大津市以外の各市町に対しては、地方本部を通じて確認
2	避難（一時移転）準備指示を受け、輸送手段を確認する【避難行動要支援者】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部事務局総務係 ・ 災害対策本部健康医療班 ・ 災害対策本部医療福祉推進班 ・ 災害対策本部障害福祉班 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各消防本部 ・ 関係機関 	K-⑫	

III OIL1、OIL2超過

【避難手段の確保スキーム】

県本部	県地方本部	関係周辺市	その他機関
-----	-------	-------	-------



確認シート 【 ③避難手段の確保 III OIL1、OIL2超過 】

番号	活動内容	担当	相手先	様式	備考
1	避難対象区域を含む市町（避難元市町）から輸送要請を受ける	災害対策本部事務局情報係	避難元市町	K-13	事務局長、防災危機管理監へ報告
2	輸送要請を共有する	災害対策本部事務局情報係	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部事務局総務係 ・災害対策湖北地方本部、災害対策高島地方本部 ・災害対策本部健康医療福祉部 ・災害対策本部警察部 ・OFC派遣職員 	B-10	
3	輸送要請の相手方を検討する	災害対策本部事務局総務係	(係内協議)		【輸送手段】 <ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づく滋賀県バス協会への要請 ・県有バスの活用 ・災対法第72条に基づく市町への要請 ・関西広域連合への要請 ・合同対策協議会への要請 特に、運転手に1mSvを超える被ばくが見込まれる場合は、合同対策協議会に運転手の派遣を要請。
4	車両等提供可能数を照会する（バス）	災害対策本部事務局総務係	滋賀県バス協会	K-14	○滋賀県バス協会
5	車両等提供可能数を照会する（公用車）	災害対策本部事務局総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部総務部総務班 ・災害対策本部教育総務班 	K-15	○総務部総務班 ○教育部教育総務班
6	車両等提供可能数を照会する（船舶）	災害対策本部事務局総務係	琵琶湖汽船 近江トラベル	K-16	○琵琶湖汽船運航営業部 ○近江トラベル旅客船課
7	車両等提供可能数を照会する（県内応援）	災害対策本部事務局総務係	市町	K-13	○市町
8	車両等提供可能数を照会する（広域応援）	災害対策本部事務局総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・関西広域連合 ・中部9県1市 	K-17	○大阪府 ○三重県
9	車両等提供可能数を照会する（国）	OFC派遣職員	合同対策協議会	K-18	○合同対策協議会住民安全班 ○合同対策協議会実動対処班
10	車両等提供可能数を照会する【避難行動要支援者】	災害対策本部事務局総務係	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部健康医療班 ・災害対策本部医療福祉推進班 ・災害対策本部障害福祉班 		○避難行動要支援者輸送に必要な車両の確保

11	車両等提供可能数を照会する (消防本部)	災害対策本部事務局総務係	各消防本部		○避難行動要支援者輸送に必要な車両の確保
12	車両等提供可能数を照会する	・災害対策本部健康医療班 ・災害対策本部医療福祉推進班 ・災害対策本部障害福祉班	関係機関		○関係機関： ・滋賀県老人福祉施設協議会 他
13	車両等提供可能数を連絡する	・災害対策本部総務部総務班 ・災害対策本部教育総務班	災害対策本部事務局総務係	B-⑩ K-⑮	
14	輸送要請の相手方について事務局長、防災危機管理監と対応協議	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部事務局長 ・防災危機管理監		○No. 6～15の照会結果を踏まえ輸送要請の相手方を決定する。 ○救急車の確保については、緊急消防援助隊派遣要請を検討する。 ○No. 6～15の照会を経ても車両または運転手が確保できない場合は①OFC派遣職員を通じて合同対策協議会に助言を求め②全国知事会に応援を要請する、のいずれかの対応を取る。
15	輸送要請の相手方について災害対策本部長等と対応協議	防災危機管理監	災害対策本部長等		
16	輸送要請	災害対策本部事務局総務係	輸送要請相手方	K-⑮	○避難経路が決定している場合は、併せて伝達する。
17	緊急消防援助隊派遣要請	災害対策本部事務局総務係	消防庁		○消防庁
18	自衛隊派遣要請について、事務局長、防災危機管理官と協議	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部事務局長 ・防災危機管理監		○No. 17までの調整で輸送手段が確保できない場合、最後の手段として要請する。
19	自衛隊派遣要請について災害対策本部長等と対応協議	防災危機管理監	災害対策本部長等		
20	自衛隊災害派遣要請	災害対策本部事務局総務係	自衛隊(今津)	E-⑦	○陸上自衛隊第3戦車大隊第3係：防災電話 6171、NTT電話 0740-22-2581内235
21	輸送手段を通知する	災害対策本部事務局総務係	・避難元市町 ・避難先市町	B-⑩	

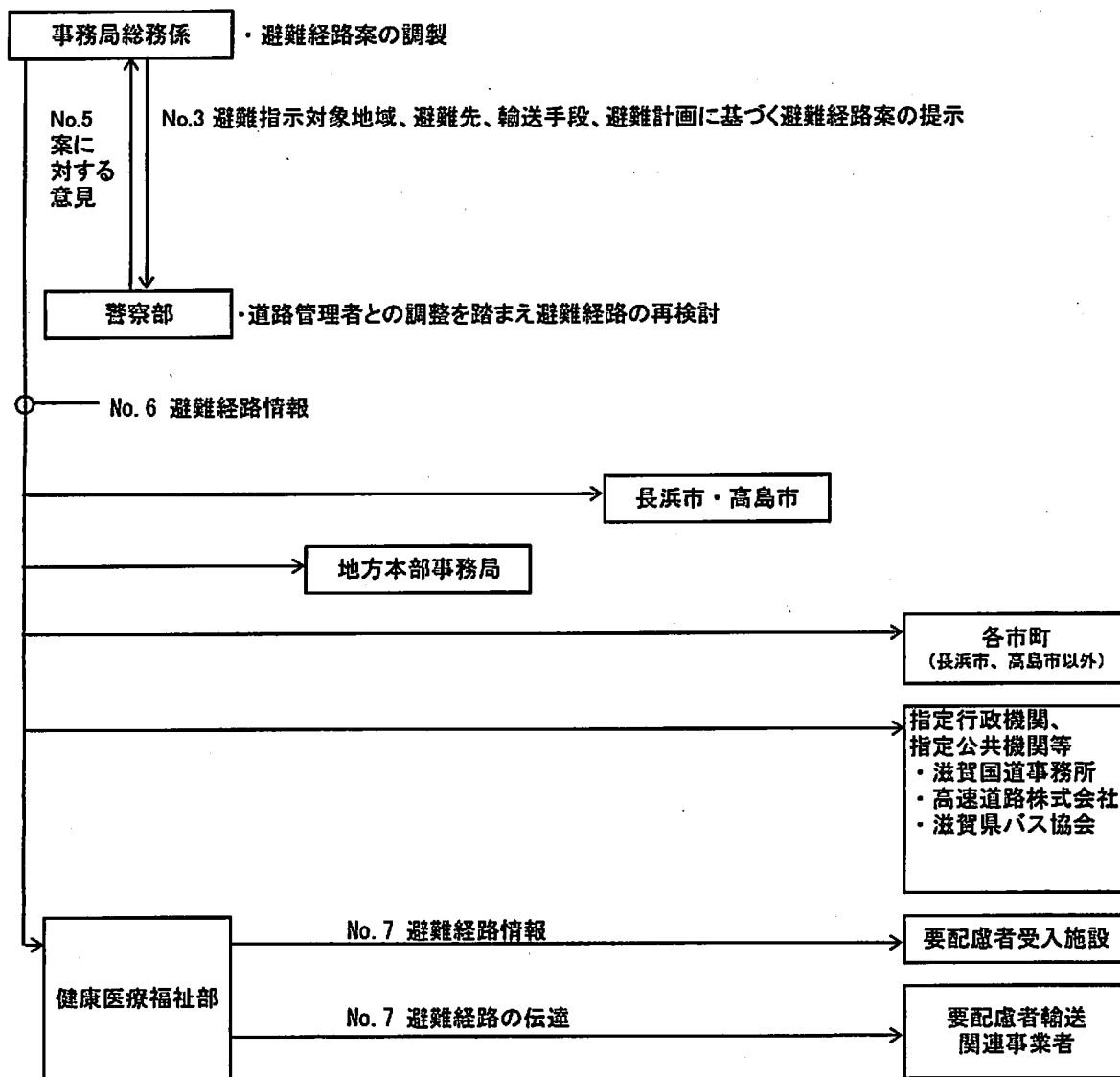
22	避難手段を災害対策本部各班および関係機関と情報共有するため、伝達	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部各部	B-10	各部危機管理員（警察部にあつては危機管理担当者）あて直接配布または電子メール
			①関係周辺市 ②災害対策湖北地方本部、災害対策高島地方本部 ③湖北消防、高島市消防 ④災害対策本部警察部 ⑤自衛隊（今津、大津）	B-10	①②③⑤一斉指令装置FAX（①②はIP-FAXも利用可）およびNTT電話 ④防災FAXおよびNTT電話
			⑥①以外の市町 ⑦②以外の災害対策地方本部 ⑧③以外の消防 ⑨指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	B-10	⑥⑦⑧一斉指令装置FAX ⑨F-NETFAX ※指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関連絡先は「緊急時連絡先一覧」（p）参照
23	輸送手段を連絡する	OFC派遣職員	合同対策協議会		○合同対策協議会住民安全班
24	運転手の防護資機材を手配する	災害対策地方本部			【必要な防護資機材】 防護服セット、個人被ばく線量計、安定ヨウ素剤
25	輸送要請への対応に係る情報を収集し、整理する	災害対策本部事務局総務係	輸送要請の相手方		

④避難経路の調整

III OIL1、OIL2超過

【避難経路の調整スキーム】

県本部	県地方本部	関係周辺市	その他機関
-----	-------	-------	-------



確認シート 【 ④避難経路の調整 III0IL1、0IL2超過 】

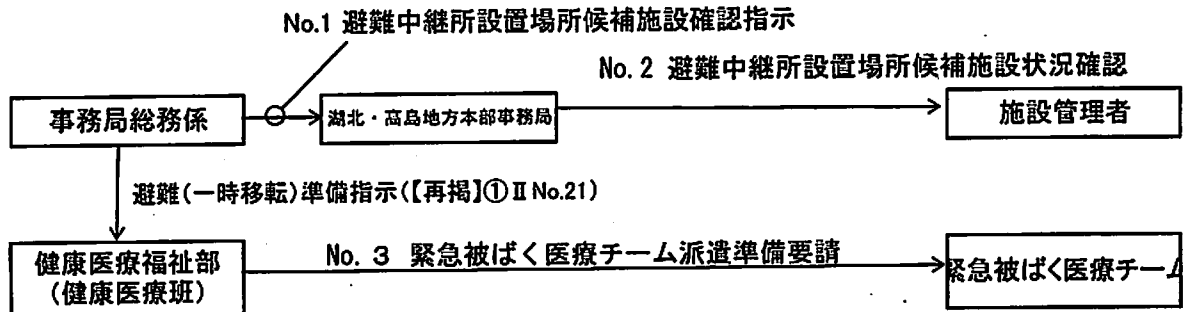
番号	活動内容	担当	相手先	様式	備考
1	避難経路案を調製する (中部方面以外)	災害対策本部事務局総務係	(内部協議)		○集合場所および拠点避難所または避難所が定まった避難者について、避難経路案を調製する。 ○広域避難計画別添1「主な避難経路」を基本とする。 ○大阪府への避難経路については広域避難計画別添2「避難元・避難先マッチング(個票)」による。
2	避難経路案を作成する (中部方面)	災害対策本部事務局総務係	・避難元市町 ・避難先府県 ・避難先市町 ・道路管理者 ・災害対策本部警察部		○関係周辺市、受入れ先県・市の意見を聴取したうえで、高速道路および主要国道を中心に検討する。
3	避難経路の再調整を行う	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部警察部 ・道路管理者	B-10	
4	避難経路を決定する	災害対策本部警察部	(部内協議)		○総務係から提示された避難経路案について道路管理者との調整を踏まえ避難経路を再検討・決定する。
5	避難経路を連絡する	災害対策本部警察部	災害対策本部事務局総務係	B-10	
6	避難経路を共有するため伝達	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部事務局情報係 ・避難元市町 ・避難先府県市町 ・避難元市町所管地方本部 ・避難先市町所管地方本部 ・災害対策本部健康医療福祉班 ・OFC派遣職員 ・輸送要請相手	B-10	
7	避難経路を共有するため伝達	・災害対策本部健康医療班 ・災害対策本部医療福祉推進班 ・災害対策本部障害福祉班	・要配慮者受入施設 ・要配慮者輸送関連事業者		
8	避難経路を共有するため伝達	OFC派遣職員	合同対策協議会		○合同対策協議会住民安全班

⑤避難中継所の設置

II 全面緊急事態

【避難中継所の設置準備スキーム】

県本部	県地方本部	関係周辺市	その他機関
-----	-------	-------	-------



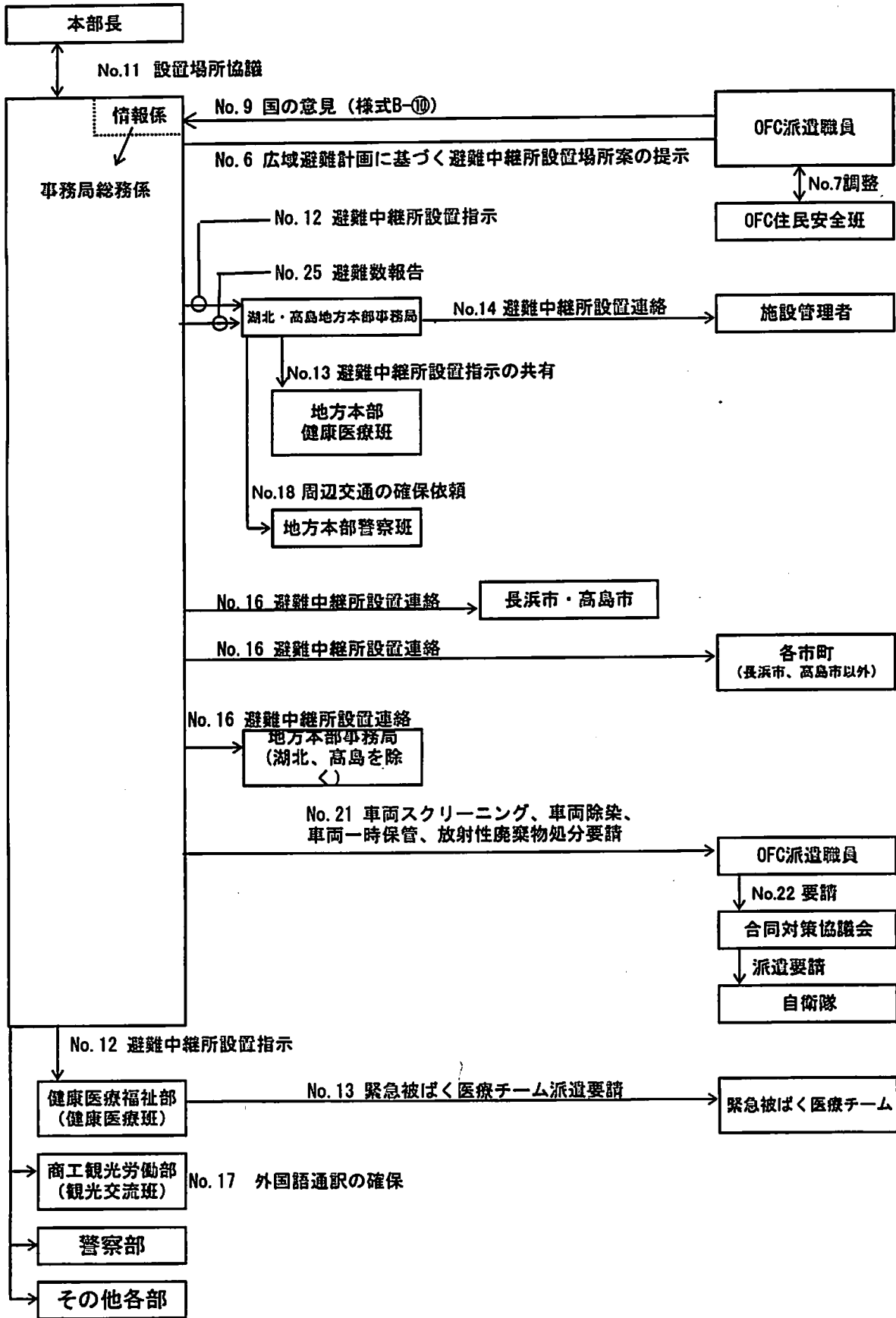
確認シート 【 ⑤避難中継所の設置 II 全面緊急事態 】

番号	活動内容	担当	相手先	様式	備考
1	避難（一時移転）準備の指示を受け、地方本部を通じ避難中継所設置場所候補となる施設の状況を確認	災害対策本部事務局総務係	・災害対策湖北地方本部 ・災害対策高島地方本部		○地方本部を通じて対象施設の状況を確認。
2	避難（一時移転）準備の指示を受け、避難中継所設置場所候補となる施設の状況を確認	・災害対策湖北地方本部 ・災害対策高島地方本部	施設管理者		○施設の状況、周辺交通等の状況を確認し、施設を確保する。 ○施設損壊などにより総務係から提示された候補が不適當な場合は、代替施設を検討・確保する。
3	避難（一時移転）準備の指示を受け、緊急被ばく医療チーム派遣準備要請	災害対策本部健康医療班	緊急被ばく医療チーム派遣機関		

III OIL1、OIL2超過

【避難中継所の設置スキーム】

県本部	県地方本部	関係周辺市	その他機関
-----	-------	-------	-------



確認シート 【 ⑤避難中継所の設置 III01L1、01L2超過 】

番号	活動内容	担当	相手先	様式	備考
1	避難中継所設置場所候補となる施設の状況を確認	災害対策本部事務局総務係	・災害対策湖北地方本部 ・災害対策高島地方本部		○避難指示地域、避難先、避難経路を踏まえ、広域避難計画に基づき避難中継所設置場所候補を選定。 ○地方本部を通じて対象施設の状況を確認。
2	避難中継所設置場所候補となる施設の状況を確認	・災害対策湖北地方本部 ・災害対策高島地方本部	施設管理者		○施設の状況、周辺交通等の状況を確認し、施設を確保する。 ○施設損壊などにより総務係から提示された候補が不適当な場合は、代替施設を検討・確保する。 ○長浜ドーム： ○長浜IC： ○新旭体育館： ○道の駅藤樹の里：
3	避難中継所設置場所候補の確認結果を連	・災害対策湖北地方本部 ・災害対策高島地方本部	・災害対策本部事務局総務係 ・避難元市町	B-⑩	○検討結果を連絡する。
4	OFC派遣職員を通じ、避難中継所設置場所案に対する合同対策協議会の意見を聞く	災害対策本部事務局総務係	OFC派遣職員	B-⑩	○関係周辺市を所管する地方本部の状況確認結果を踏まえ、避難中継所設置場所案を決定。 (係長決裁)
5	避難中継所設置場所案に対する合同対策協議会の意見を聞く	OFC派遣職員	合同対策協議会		○総務係が決定した避難中継所設置場所案について、合同対策協議会住民安全班および医療班の意見を聞く。
6	合同対策協議会の意見を伝達	OFC派遣職員	災害対策本部事務局総務係	B-⑪	○合同対策協議会の意見を伝達する。
7	避難中継所の設置を事務局長、防災危機管理監に協議	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部事務局長 ・防災危機管理監		○避難中継所の設置を決定する。 ○避難が概ね完了するまでの間は24時間態勢とする。
8	避難中継所の設置を災害対策本部副本部長、災害対策本部長（災害対策本部長等）に協議	防災危機管理監	災害対策本部長等		○避難中継所の設置を決定する。 ○避難が概ね完了するまでの間は24時間態勢とする。
9	避難中継所の設置を指示	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部健康医療班 ・災害対策湖北地方本部 ・災害対策高島地方本部		

10	避難中継所の設置指示を共有	災害対策本部事務局総務係	・災害対策本部健康医療班 ・災害対策湖北地方本部 ・災害対策高島地方本部		
11	緊急被ばく医療チームの派遣を要請	災害対策本部健康医療班	・緊急被ばく医療機関 ・避難元市町		※詳細は緊急被ばく医療マニュアルによる
12	避難中継所の設置場所を連絡	災害対策本部事務局総務係	災害対策本部事務局情報係		
13	避難中継所の設置場所を連絡	災害対策本部事務局情報係	・避難元市町 ・災害対策本部各部 ・各災害対策地方本部 ・各消防本部 ・陸上自衛隊(今津、大津) ・関係指定(地方)公共機関		
14	避難中継所開設を連絡	災害対策地方本部	施設管理者		
15	避難中継所周辺の交通を確保	災害対策地方本部	災害対策地方本部警察班		警察班を通じて確保。必要に応じて道路管理者と連携。
16	災害対策本部事務局総務係を通じ災害対策本部国際班と連携して、外国語通訳を確保	災害対策地方本部	災害対策本部観光交流班		
17	外国語通訳を確保	災害対策本部観光交流班	関係団体		
18	OFC派遣職員を通じ、国へ車両汚染検査、除染実施、車両一時保管、放射性廃棄物処理に必要な応援を要請	災害対策本部事務局総務係	OFC派遣職員		
19	国へ車両汚染検査、除染実施、車両一時保管、放射性廃棄物処理に必要な応援を要請	OFC派遣職員	合同対策協議会		○合同対策協議会住民安全班 ○合同対策協議会医療班 ○合同対策協議会実動対処班
20	避難中継所を設営	・災害対策本部健康医療班 ・災害対策地方本部	・避難元市町 ・緊急被ばく医療チーム		※詳細は緊急被ばく医療マニュアルによる 【留意事項】 避難中継所の運営にあたっては、要配慮者への対応に留意する。(高齢者、乳幼児、知的障害者、外国人等)
21	避難者のスクリーニング、除染を行い、スクリーニング済証を発行	災害対策地方本部	緊急被ばく医療チーム		※詳細は緊急被ばく医療マニュアルによる

22	避難者数報告	災害対策 地方本部	災害対策本部事 務局情報係	K-⑩	緊急被ばく医療チーム（市） から情報を入手し、原則とし て1日2回、正午と午後4時 時点の活動実績を報告する。
----	--------	--------------	------------------	-----	--

(2) 担当別

各要員が自らが所属する担当の職務を把握できるよう、各担当別に具体的な活動内容を整理。

具体的な活動内容を「Ⅰ施設敷地緊急事態【フェーズ3】」「Ⅱ全面緊急事態【フェーズ4】」の緊急事態区分ごとに、「①避難等防護措置の指示」「②避難先の調整」「③避難手段の確保」「④避難経路の調整」「⑤避難中継所の設置」の5つの活動項目に分けて、優先順位を考慮しながら、時系列に明示。

緊急事態区分	Ⅰ 施設敷地緊急事態					Ⅱ 全面緊急事態				
	① 避難等指示	② 避難先調整	③ 避難手段確保	④ 避難経路調整	⑤ 避難中継所	① 避難等指示	② 避難先調整	③ 避難手段確保	④ 避難経路調整	⑤ 避難中継所
活動項目 ①避難等防護措置の指示 ②避難先の調整 ③避難手段の確保 ④避難経路の調整 ⑤避難中継所の設置										
■ 災害対策本部事務局										
本部事務局総務係	○					○	○	○	○	○
本部事務局情報処理係、情報第1～3係、通信気象係	○					○	○	○	○	○
対策拠点施設（ワザイセンター）派遣職員	○					○	○	○	○	○
■ 災害対策本部（主な担当班について記載）										
総務部	総務班							○		
琵琶湖環境部	循環社会推進班						○			
健康医療福祉部	健康福祉政策班	○				○	○			
	健康医療班	○				○	○	○		○
	医療福祉推進班	○				○	○	○		
	障害福祉班	○				○	○	○		
	薬務感染症対策班	○				○	○			
	生活衛生班						○			
商工観光労働部	子ども・青少年班	○				○	○			
	商工政策班						○			
	観光交流班	○				○	○			○
土木交通部	住宅班						○			
教育部	教育総務班									
	スポーツ健康班	○				○	○			
企業部							○			
■ 災害対策地方本部										
		○				○	○	○	○	○

■災害対策本部

【施設敷地緊急事態【フェーズ3】以降】

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
災害対策本部 事務局 総務係 <原子力防災室 執務室>	I 施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報係を通じて国からの要請事項等に係る文書を受領 ・ 国からの要請事項等を事務局長、防災危機管理監と協議 ・ 国からの要請事項等を関係機関（特に長浜市、高島市）と連絡調整 ・ 国からの要請事項等に対する県の対応をOFC派遣職員を通じて国へ報告 				
	II 全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報係を通じて国からの指示案に係る文書を受領 ・ 国からの指示案を事務局長、防災危機管理監と協議 ・ 避難（一時移転）準備について、健康医療班と協議 ・ 安定ヨウ素剤服用準備について、健康医療班および薬務感染症対策課と協議 ・ 国からの指示案について、関係機関（特に長浜市、高島市）と連絡調整 ・ 国からの指示案に対する県の意見をOFC派遣職員を通じて国へ回答 ・ 防護措置に係る決定事項を災害対策本部各班および関係機関へ伝達（情報共有） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難（一時移転）準備指示を受け、避難先を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難（一時移転）準備指示を受け、輸送手段を確認 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難（一時移転）準備指示を受け、避難中継所候補場所を確認

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
災害対策本部 事務局 総務係 ＜原子力防災室 執務室＞	Ⅲ 0111、 0112を 超過	<ul style="list-style-type: none"> 国からの指示に基づくUPZ内屋内退避に係る連絡調整 避難（一時移転）実施準備に係る連絡調整 安定ヨウ素剤配布準備に係る連絡調整 情報係を通じて国からの指示案に係る文書を受領 国からの指示案を事務局長、防災危機管理監と協議 避難（一時移転）について、健康医療班と協議 安定ヨウ素剤服用について、健康医療班および薬務感染症対策課と協議 国からの指示案について、関係機関（特に長浜市、高島市）と連絡調整 国からの指示案に対する県の意見をOFC派遣職員を通じて国へ回答 防護措置に係る決定事項を災害対策本部各班および関係機関へ伝達（情報共有） 安定ヨウ素剤服用指示を災害対策本部各班および関係機関へ伝達 安定ヨウ素剤服用指示を輸送要請の相手方へ伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 情報係を通じて避難要請を受領 避難者受入先を検討 大津市、草津市、東近江市、甲賀市を中心に受入れ可能数を照会 県内市町、大阪府または中部9県1市等に受入可能数を照会 避難先を協議 → 事務局長、防災危機管理監と協議 防災危機管理監は、本部長等と協議、決定 避難者受入れ要請の相手方へ避難者受入れを要請 避難元に避難先を通知 避難先を共有 拠点避難所の設置を要請 情報係を通じて避難者受入れ要請への対応に係る情報を収集し、整理 	<ul style="list-style-type: none"> 情報係を通じて輸送要請を受領 輸送要請の相手方を検討 近隣公共交通事業者等との調整 バスの手配（滋賀県バス協会） 公用車の手配（総務部総務班） 船舶の手配（琵琶湖汽船、近江トラベル（旅客船課）） 関西広域連合へ輸送要請 OFC派遣職員を通じて国へ輸送要請 健康医療福祉部を通じて福祉関係団体へ輸送要請 輸送の相手方を決定 → 事務局長、防災危機管理監と協議 防災危機管理監は、本部長等と協議、決定 輸送要請の相手方へ輸送を要請 輸送手段を連絡 情報係を通じて輸送要請への対応に係る情報を収集し、整理 	<ul style="list-style-type: none"> 避難経路案を調整 警察部と避難経路を再調整 避難経路を連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 地方本部を通じて避難中継所設置候補所の状況確認 OFC派遣職員を通じて合同対策協議会の意見を聞く 避難中継所設置の決定 避難中継所の設置指示、連絡 OFC派遣職員を通じて国へ車両汚染検査および除染、車両一時保管場所確保に係る応援要請

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
災害対策本部 事務局 情報係 <原子力防災室 執務室>		<ul style="list-style-type: none"> ・各種通報連絡を受信、内容を確認および情報を収集 ※併せて緊急連絡網を確認 - 国、福井県からの連絡事項 - OFCにおける情報（特に現地事故対策連絡会議、原子力合同対策協議会に係る情報） →事務局長、防災危機管理監へ報告 →事務局各係、災害対策本部各班と情報共有 →災害対策地方本部事務局へ伝達 →県内関係機関へ伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請・指示事項を受信、総務係へ伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・各種情報を収集・整理 <ul style="list-style-type: none"> - 原子力事業者、原子力規制事務所から発電所に係る情報を収集 - OFC派遣職員から現地情報を収集 - 災害対策地方本部を通じて、市町の対応状況等に係る情報を収集 - 災害対策本部警察部、消防から対応状況等に係る情報を収集 - 災害対策本部道路班から県内の道路状況を収集 - 災害対策本部交通政策班から公共交通機関の運行状況を収集 →情報を整理し、随時、事務局長、防災危機管理監へ報告 →災害対策本部事務局各係、災害対策本部各班と情報共有 →災害対策地方本部事務局へ伝達 →県内関係機関へ伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・通報連絡事項および収集情報等を整理し、時系列表を作成 ・随時、情報係において取り扱った全書類を整理し、時系列表に沿ってファイリング 				

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
災害対策本部事務局 対策拠点施設（オフサイトセンター）派遣職員（OFC派遣職員） <各オフサイトセンター>	I 施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの要請事項等について関係文書等を送付後、総務係と連絡調整【想定される要請事項等】 ● 対UPZ（30km圏）内地区 ・ 屋内退避準備要請 ・ 原子力緊急事態宣言、屋内退避指示発出の見込みに関する事前連絡 → 国へ国からの要請事項等に対する県の対応を報告 				
	II 全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの指示案について関係文書等を送付後、総務係と連絡調整【想定される指示案】 ● 対UPZ（30km圏）内地区 ・ 屋内退避指示 ・ 避難（一時移転）準備指示 ・ 安定ヨウ素剤服用準備指示 → 国関係者へ国からの指示案に対する県の意見を回答（国関係者と指示内容について検討・調整） 				

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
災害対策本部 事務局 対策拠点施設 (オフサイトセンター) 派遣職員 (OFC派遣職員) <各オフサイトセンター>	III OIL1、 OIL2を 超過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの指示案について関係文書等を送付後、総務係と連絡調整【想定される指示内容】 ● 対OIL1またはOIL2基準値超過地区 ・ 避難(一時移転)指示 ・ 安定ヨウ素剤服用指示 ● 対UPZ(30km圏)内地区 ・ 屋内退避指示(継続) <p>→ 国関係者へ国からの指示案に対する県の意見を回答(国関係者と指示内容について検討・調整)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先について国に助言を求める ・ 国へ避難先を連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国へ輸送要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国へ避難経路を連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難中継所設置場所案に関する連絡調整 ・ 車両汚染検査、除染、車両一時保管に係る応援要請

■災害対策本部

【施設敷地緊急事態【フェーズ3】以降】

【災害対策本部 各部】（主な担当班について記載）

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
総務班 【任務分担】 県有車輛の災害対策のための配車に関する事	Ⅲ 0111、 0112を 超過			・ 避難者の輸送において公用車を手配		

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
循環社会推進班 【任務分担】 廃棄物の処理等に関する事	Ⅲ 0111、 0112を 超過		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の廃棄物処理状況を把握等 ・ 避難所のし尿処理状況を把握等 ・ 避難所の仮設トイレ設置状況を把握等 			

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
健康福祉政策班 【任務分担】 ・ 災害救助の全般的な企画および救助事務を所掌する各班調整に関する事 ・ 福祉施設および要配慮者の被害状況の情報収集ならびにその対策に関する事	Ⅱ Ⅰ 全面施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県社会福祉協議会と屋内退避指示等について情報を共有 				
	Ⅲ 0111、 0112を 超過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県社会福祉協議会と避難（一時移転）指示について情報を共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設に係る要配慮者の収集・整理 ・ 避難所運営に必要な食糧・物資を把握し、供給計画を決定 ・ 食糧・物資・飲料水の確保、配布、在庫管理 			

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
健康医療班 【任務分担】 ・医療施設の災害対策に関すること ・緊急被ばく医療に関すること	I 施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療チーム派遣機関へ屋内退避準備要請等伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療チーム派遣機関へ屋内退避準備要請等伝達 			<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療チーム派遣機関へ屋内退避準備要請等伝達
	II 全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療チーム派遣機関へ屋内退避指示等伝達 緊急被ばく医療チーム派遣機関へ安定ヨウ素剤配布準備に係る連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療チーム派遣機関へ屋内退避指示等伝達 緊急被ばく医療チーム派遣機関へ安定ヨウ素剤配布準備に係る連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> 避難（一時移転）準備指示を受け、輸送手段を確認 		<ul style="list-style-type: none"> 緊急被ばく医療チーム派遣機関へ屋内退避指示等伝達
	III OIL1、OIL2を超過	<ul style="list-style-type: none"> 避難（一時移転）指示、安定ヨウ素剤服用指示等の情報提供および安定ヨウ素剤服用のため避難集合場所に派遣する緊急被ばく医療チームの派遣要請 輸送要請の相手方への安定ヨウ素剤服用指示の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所へ派遣する緊急被ばく医療チームの派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者輸送車両を確保 		<ul style="list-style-type: none"> 避難（一時移転）指示を受け、避難中継所を設置（緊急被ばく医療チーム派遣機関との連絡調整）

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
医療福祉推進班 【任務分担】 ・高齢者福祉施設の災害対策に関すること ・被災高齢者および被災高齢者世帯の援護に関すること	Ⅱ I 全面緊急事態 施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉施設と屋内退避指示等について情報を共有 				
	Ⅲ O I L 1、O I L 2を超過	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉施設へ屋内退避・避難（一時移転）情報を提供 輸送要請の相手方への安定ヨウ薬剤服用指示の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 避難（一時移転）準備指示を受け、避難先を確認 福祉避難所の開設・運営を支援 市町との連携により高齢者福祉施設に係る避難者情報を収集・整理 	<ul style="list-style-type: none"> 避難（一時移転）準備指示を受け、輸送手段を確認 避難行動要支援者輸送車両を確保 		

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
障害福祉班 【任務分担】 ・児童福祉施設（障害児施設）、障害者支援施設および障害福祉サービス事業所等の災害対策に関すること ・被災障害者および被災障害者世帯の援護に関すること ・災害時における精神保健医療に関すること	Ⅱ I 全面緊急事態 施設敷地緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉施設等と屋内退避指示等について情報を共有 				
	Ⅲ O I L 1、O I L 2を超過	<ul style="list-style-type: none"> 障害者支援施設等へ屋内退避・避難（一時移転）情報を提供 輸送要請の相手方への安定ヨウ薬剤服用指示の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 避難（一時移転）準備指示を受け、避難先を確認 福祉避難所の開設・運営を支援 市町との連携により障害者支援施設等に係る避難者情報を収集・整理 	<ul style="list-style-type: none"> 避難（一時移転）準備指示を受け、輸送手段を確認 避難行動要支援者輸送車両を確保 		

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
薬務感染症対策班 【任務分担】 ・災害対策医療器材、医療薬品等の需給調整および救援医療品の受領、保管、配分に関する事 ・ヨウ素剤の管理に関する事	II I 全面緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤配布準備に係る連絡調整 				
	III 0 I L 1、0 I L 2を超過	<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤服用準備指示案を受け、安定ヨウ素剤配布の準備 安定ヨウ素剤服用指示を受け、安定ヨウ素剤配布の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品（安定ヨウ素剤を除く）等を調整し、救護所へ搬送 			

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
生活衛生班 【任務分担】 ・災害時における水道水に関する事 ・飲料水、生活用水の供給に関する事 ・被災者のペットに関する事	III 0 0 I L L 2 1、を超過		<ul style="list-style-type: none"> 避難者のペットへの対応 飲料水の供給 			

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
子ども・青少年班 【任務分担】 ・児童福祉施設（障害児施設以外）および婦人保護施設の災害対策に関すること ・被災児童および被災母子世帯の援護に関すること	Ⅱ I 全面緊急事態緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設等と屋内退避指示等について情報を共有 				
	Ⅲ 0 1 1 1、0 1 1 2を超過	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設等へ屋内退避・避難（一時移転）情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 避難（一時移転）準備指示を受け、避難先を確認 福祉避難所の開設・運営を支援 市町との連携により児童福祉施設等に係る避難者情報を収集・整理 			

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
商工政策班 【任務分担】 ・災害時における生活関連物資の確保に関する関係団体との連絡調整	Ⅲ 0 1 1 1 2を超過		<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営に必要な生活関連物資の確保に関し関係団体と連絡調整 			

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
観光交流班 【任務分担】 ・観光資源、観光施設等の災害対策に関すること ・被災外国人および被災外国人世帯の援護に関すること	Ⅱ I 全面緊急事態緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設等へ屋内退避指示等に関する情報を提供しよう関係市町等へ要請 				
	Ⅲ 0 1 1 1 2を超過	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設等へ屋内退避・避難（一時移転）に関する情報を提供しよう関係市町等へ要請 	<ul style="list-style-type: none"> 避難施設の開設・運営にあたり、外国語通訳を確保 			<ul style="list-style-type: none"> 避難中継所の開設・運営にあたり、外国語通訳を確保

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
住宅班 【任務分担】 ・公営住宅の災害対策に関する事 ・災害救助法に基づく避難所、仮設住宅の建設および住宅の応急修理（資材調達を含む）に関する事 ・被災者に対する住宅相談体制の整備に関する事および救援食料品の保管配分に関する事	Ⅲ 0111、 0112を 超過		<ul style="list-style-type: none"> 二次避難先を確保 住宅再建資金等の融資制度を検討 住宅再建相談窓口開設検討 			

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
教育総務班 【任務分担】 ・部内の業務であって他の班に属さない事項に関する事および部内の連絡調整	Ⅲ 0111、 0112を 超過			<ul style="list-style-type: none"> 避難者の輸送において公用車を手配 		

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
スポーツ健康班 【任務分担】 ・被災児童生徒の応急救護および健康に関する事 ・災害時における学校その他教育機関の環境衛生に関する事	Ⅱ I 全面緊急事態 緊急事態	<ul style="list-style-type: none"> 学校その他関係機関と屋内退避指示等について情報を共有 				
	Ⅲ 0111、 0112を 超過	<ul style="list-style-type: none"> 学校その他教育機関へ屋内退避・避難（一時移転）情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市町との連携により学校その他教育機関に係る避難者情報を収集・整理 			

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置
企業部 【任務分担】 ・水道用水供給施設および工業用水道施設の災害対策に関すること （詳細は県企業庁災害対策要綱による）	III O I L 1、 O I L 2を 超過		・飲料水の供給			

■地方本部

※ 本実施要領では主な活動項目を整理している。

※ 湖北、高島両地方本部での活動が中心となるが、それ以外の地方本部においては、本実施要領に準じて活動を行う。

担当	区分	①避難等防護措置の指示	②避難先の調整	③避難手段の確保	④避難経路の調整	⑤避難中継所の設置	
災害対策地方本部		<p>・市町から対応状況等に係る情報を収集 →地方本部内各班で情報共有</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定ヨウ素剤服用準備指示を受け、安定ヨウ素剤配布を準備 ・ 市町村における避難施設の開設・運営を支援 ・ バス等運転手の防護資機材の手配 ・ 管内道路状況を把握する ・ 避難（一時移転）準備指示を受け、避難中継所候補場所を確認 ・ 避難（一時移転）指示を受け、避難中継所候補場所を確認 ・ 災害対策本部健康医療班と連携して避難中継所を設置・運営 ・ 避難中継所運営総括責任者を選任 ・ 避難者のスクリーニング、除染を実施 ・ 避難者数を報告

(4) 各種様式等

原子力災害初動対応マニュアルで用いられている様式のほか、広域避難の実施にあたり特に必要な様式を「K-O」として追加し整理する。

B 情報の収集・整理・連絡関係（原子力防災初動対応マニュアルと共通）

- ⑩ FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>
- ⑪ FAX・電話等連絡票<OFC>

E 防護措置関係（原子力防災初動対応マニュアルと共通）

- ⑥ 緊急消防援助隊応援要請連絡様式
- ⑦ 自衛隊派遣要請文例
- ⑧ 防護措置実施要請文例

K 広域避難関係

- ① FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>
「避難（一時移転）準備指示を受けた避難先の確認について」
- ② 応援要請（計画）内訳書【広域避難】
- ③ FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>
「避難者受入可能数について（照会）」
- ④ 災害応急対策に係る応援について
- ⑤ FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>
「避難者受入施設について」
- ⑥ FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>
「避難所への避難住民の割り振りについて」
- ⑦ 応援要請書（関西広域連合長あて）
- ⑧ FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>
「避難者受入要請について」（関西広域連合あて写しの送付）
- ⑨ 応援要請書（中部9県1市主たる応援県知事あて）
- ⑩ FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>
「避難者受入要請について」（関西広域連合あて要請）
- ⑪ 避難者名簿（家族用）
- ⑫ FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>
「避難（一時移転）準備指示を受けた避難先の確認について」
- ⑬ 応援要請（計画）内訳書【バス】
- ⑭ 協力要請書（滋賀県バス協会あて）
- ⑮ FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>
「車両等提供可能数について」
- ⑯ 協力要請書（船舶事業者あて）
- ⑰ 応援要請（計画）内訳書3（その他）
- ⑱ FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>
「国による車両手配について」

FAX・電話等連絡票<OFC>

No. ー

日時	平成 年(年) 月 日 時 分		発信・受信
発信者	〇〇オフサイトセンター	送信先	
(電話番号)	()	受信者	
(担当者名)	()		
項目	① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 ④ その他()		
件名			
内容			

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

E-⑥-1 緊急消防援助隊応援要請連絡様式(周辺市→県)

第	号
平成	年 月 日

滋賀県知事 ○○ ○○ 様

○○市長 ○○ ○○

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある 部隊名に○をし、希望する部隊数 を記入する)	部 隊 種 別				
	消化部隊		特殊 災害 部隊	毒劇物等対応部隊	
	救助部隊			N災害対応隊	
	救急部隊			B災害対応隊	
	航空部隊			C災害対応隊	
	水上部隊			大規模貴重物火災等対応隊	
	特に指定なし		特殊 装備 部隊	密閉空間火災等対応隊	
				遠距離大量送水隊	
その他の部隊					
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号
	○○市				TEL : - - FAX : - -

E-⑥-2 緊急消防援助隊応援要請連絡様式(県→消防庁)

第	号
平成	年 月 日

消防庁長官 様

滋賀県知事 ○○ ○○

緊急消防援助隊の応援要請について

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊（応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する）	部 隊 種 別				
	消防部隊		特殊災害部隊	毒劇物等対応部隊	
	救助部隊			N災害対応隊	
	救急部隊			B災害対応隊	
	航空部隊			C災害対応隊	
	水上部隊			大規模貴重物火災等対応隊	
				密閉空間火災等対応隊	
	特に指定なし		特殊装備部隊	遠距離大量送水隊	
			その他の部隊		
応援部隊の集結場所および到達ルート	決定（添付書類 部）・未決定				
指揮体制および無線運用体制	決定（添付書類 部）・未決定				
その他の情報 （必要資機材、装備等）					
その他の添付書類					
連絡責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号
	滋賀県				TEL : - - FAX : - -

E-⑦-1 自衛隊派遣要請文例(周辺関係市→県)

(番 号)
平成〇年(〇〇年)〇月〇日

滋賀県知事 〇〇 〇〇 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

自衛隊の災害派遣要請の要求について

標記のことについて、自衛隊法第83条の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の派遣の要請を要求します。

記

1 災害の状況および派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

平成〇年〇月〇日に発生した〇〇 〇〇発電所〇号機の事故により、政府原子力災害対策本部の指示を受け、本市内〇〇小学校区に対し避難指示を発した。

(2) 派遣を要請する理由

避難指示区域内で救急搬送を要する傷病者が発生したが、県内の救急車両が他の救急事案により出場中などの理由により当該傷病者の輸送手段が確保できないため、自衛隊による当該傷病者の輸送を要請する。

2 派遣を要請する期間

平成〇年〇月〇日〇時〇分から当該傷病者の緊急輸送活動が終了するまで

3 派遣を希望する区域および活動内容

(1) 区域

〇〇市〇〇小学校区

(2) 活動内容

〇〇小学校から〇〇病院への傷病者(2名)の緊急輸送

4 その他参考となるべき事項

本件連絡担当者：〇〇市災害対策本部事務局 〇〇

(TEL：****-**-**** / FAX：****-**-****)

(以上)

E-⑦-2 自衛隊派遣要請文例(県→自衛隊)

滋防危第 号
平成〇年(〇〇年)〇月〇日

陸上自衛隊第3戦車大隊長 様

滋賀県知事 〇〇 〇〇

自衛隊の災害派遣要請について

標記のことについて、自衛隊法第83条の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況および派遣を要請する理由

(1) 災害の状況

平成〇年〇月〇日に発生した〇〇 〇〇発電所〇号機の事故により、政府原子力災害対策本部の指示を受け、〇〇市長が〇〇小学校区に対し避難指示を発した。

(2) 派遣を要請する理由

避難指示区域内で救急搬送を要する傷病者が発生したが、県内の救急車両が他の救急事案により出場中などの理由により当該傷病者の輸送手段が確保できないため、自衛隊による当該傷病者の輸送を要請する。

2 派遣を要請する期間

平成〇年〇月〇日〇時〇分から当該傷病者の緊急輸送活動が終了するまで

3 派遣を希望する区域および活動内容

(1) 区域

〇〇市〇〇小学校区

(2) 活動内容

〇〇小学校から〇〇病院への傷病者(2名)の緊急輸送

4 その他参考となるべき事項

本件連絡担当者

- ・滋賀県災害対策本部事務局 〇〇 (TEL:****-**-**** / FAX:****-**-****)
- ・〇〇市災害対策本部事務局 〇〇 (TEL:****-**-**** / FAX:****-**-****)

(以上)

E-⑧ 防護措置実施要請文例

滋防危第 号
平成〇年(〇〇年)〇月〇日

〇〇市長 様

滋賀県知事 〇〇 〇〇

屋内退避の準備の開始について(要請)

〇〇株式会社〇〇発電所〇号機で発生した事故に関し、滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、下記のとおり要請しますので、対象住民への広報をはじめ必要な対応をよろしくお願いします。

記

- 1 滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)に定める〇〇市内の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(別紙参照)の住民は、屋内退避の準備を開始すること。
- 2 1に掲げる地域の住民、一時滞在者その他の公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ、県ホームページ等による原子力事故に関する情報に注意すること。

(以上)

FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>

No. -

日時	平成 年(年) 月 日 . 時 分		発信・受信
発信者 (電話番号) (担当者名)	滋賀県災害対策本部事務局 (077-528-3445) ()	送信先 受信者	各市町
項目	① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 ④ その他()		
件名	避難(一時移転)準備指示を受けた避難先の確認について		
内容	(別添のとおり、) から避難(一時移転)		
	準備指示がありましたので、避難先、避難手段の確保の状況を確認願います。		

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

応援要請（計画）内訳書【広域避難】

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 市 町						
応援計画内訳書作成団体						

応援要請内訳（被応援市町記入欄）						応援計画内訳（応援計画内訳書作成団体記入欄）					
No.	内容	要請元等	期間	備考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援市町名	内容	受入れ先等	期間	備考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail

※1 可能な限り内容を明記すること。
 ※2 随時更新し提出すること。（既済の案件は削除し、未済の案件のみ記載すること。）
 ※3 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>

No. -

日時	平成 年(年) 月 日 時 分		発信・受信
発信者 (電話番号) (担当者名)	滋賀県災害対策本部事務局 (077-528-3445) ()	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">送信先</div> 受信者	△△市(または町)
項目	① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 ④ その他()		
件名	避難者受入可能数について(照会)		
内容	<p style="text-align: center;">避難対象区域を含む〇〇市から県に対し避難者受入要請があったこと</p> <p>について別添により照会しますので、 月 日 時まで</p> <p>回答願います。</p>		

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

(番 号)
平成 年 (年) 月 日

〇〇市長 様

滋賀県知事 三日月 大造

災害応急対策に係る応援について

標記のことについて、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 72 条第 2 項に基づき、下記のとおり△△市長に対する応援を求めます。

記

1 応援要請を必要とする状況

平成 年 月 日に発生した 発電所の事故により、
原子力災害対策本部の指示を受け、△△市長が□□学校区に避難指示を発した。

2 応援の内容

応援の内容	人員数	受援市町	期間
避難者の受入れ	人	△△市	平成 年 月 日 ～ 月 日

3 その他必要な事項

連絡先

滋賀県災害対策本部 (TEL 077-____-____・FAX077-____-____)

△△市災害対策本部 (TEL ____-__-____・FAX____-__-____)

FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>

No. -

日時	平成 年(年) 月 日 時 分		発信・受信
発信者 (電話番号) (担当者名)	滋賀県災害対策本部事務局 (077-528-3445) ()	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">送信先</div> 受信者	〇〇市
項目	① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 ④ その他()		
件名	避難者受入施設について		
内容	このことについて、△△市・町から別添のとおり避難者収容施設が提		
	示されましたので連絡します。		
	つきましては、避難先市町と連携して各避難所への避難住民の割り振		
	りを行い、その結果を連絡願います。		
	なお、避難住民の割り振りを行うに当たっては、地域コミュニティの		
	維持に十分配慮してください。		

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>

No. -

日時	平成 年(年) 月 日 時 分		発信・受信
発信者 (電話番号) (担当者名)	滋賀県災害対策本部事務局 (077-528-3445) ()	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">送信先</div> 受信者	△△市(または町)
項目	① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 ④ その他()		
件名	避難所への避難住民の割り振りについて		
内容	このことについて、別添のとおり〇〇市から、各避難所への避難住民		
	の割り振りが示されましたので連絡します。		

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

関西広域連合長 様

滋賀県知事 三日月 大造 印

応 援 要 請 書

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

- ・ 体制及び被害状況（様式1）
- ・ 応援要請内訳書1（様式2-2）から応援要請内訳書3（様式2-4）

3 連絡先

担当部署名

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

※ 当該様式は初回のみ提出し、以降は随時、応援要請内訳書1（様式2-2）から応援要請内訳書3（様式2-4）のみを関西広域連合（カウンターパート方式による場合は自府県を応援する府県）に提出すること。

FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>

No. -

日時	平成 年(年) 月 日 時 分		発信・受信
発信者 (電話番号) (担当者名)	滋賀県災害対策本部事務局 (077-528-3445) ()	送信先 受信者	関西広域連合広域防災局
項目	① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 ④ その他()		
件名	避難者受入要請について		
内容	<p>このことについて、別添のとおり大阪府あて要請しましたので連絡 します。</p>		

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

主たる応援県知事（市長）様

滋賀県知事 三日月 大造
（公印省略）

応 援 要 請 書

中部9県1市における「災害応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 応援を要請する理由

- 2 添付書類
 - ・ 被害状況（別添様式1）
 - ・ 応援要請・計画書（別添様式2～別添様式4）

- 3 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

E-mail

FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>

No. -

日時	平成 年(年) 月 日 時 分		発信・受信
発信者 (電話番号) (担当者名)	滋賀県災害対策本部事務局 (077-528-3445) ()	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">送信先</div> 受信者	関西広域連合広域防災局
項目	① 報告・通知 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">② 要請</div> ③ 照会・回答 ④ その他()		
件名	避難者受入要請について		
内容	このことについて、別添により大阪府あて要請しましたが、大阪府お		
	よび和歌山県による受入れができない旨回答がありましたので、関西広		
	域連合による広域避難の受入調整を要請します。		

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

避難者名簿（家族用）

通し番号

郵便番号 住所		所属自治会		
番号	フリガナ 氏名	汚染の程度、 処置状況	その他の負傷等の 処置状況	備考 (搬送等)
1		汚染：有・無 一次除染：有・無 除染後の処置 必要・不要	負傷等：有・無 処置等：有・無 応急処置後の処置： 必要・不要	
2		汚染：有・無 一次除染：有・無 除染後の処置 必要・不要	負傷等：有・無 処置等：有・無 応急処置後の処置： 必要・不要	
3		汚染：有・無 一次除染：有・無 除染後の処置 必要・不要	負傷等：有・無 処置等：有・無 応急処置後の処置： 必要・不要	
4		汚染：有・無 一次除染：有・無 除染後の処置 必要・不要	負傷等：有・無 処置等：有・無 応急処置後の処置： 必要・不要	
5		汚染：有・無 一次除染：有・無 除染後の処置 必要・不要	負傷等：有・無 処置等：有・無 応急処置後の処置： 必要・不要	
6		汚染：有・無 一次除染：有・無 除染後の処置 必要・不要	負傷等：有・無 処置等：有・無 応急処置後の処置： 必要・不要	
7		汚染：有・無 一次除染：有・無 除染後の処置 必要・不要	負傷等：有・無 処置等：有・無 応急処置後の処置： 必要・不要	
8		汚染：有・無 一次除染：有・無 除染後の処置 必要・不要	負傷等：有・無 処置等：有・無 応急処置後の処置： 必要・不要	
9		汚染：有・無 一次除染：有・無 除染後の処置 必要・不要	負傷等：有・無 処置等：有・無 応急処置後の処置： 必要・不要	
10		汚染：有・無 一次除染：有・無 除染後の処置 必要・不要	負傷等：有・無 処置等：有・無 応急処置後の処置： 必要・不要	

FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>

No. -

日時	平成 年(年) 月 日 時 分		発信・受信
発信者 (電話番号) (担当者名)	滋賀県災害対策本部事務局 (077-528-3445) ()	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">送信先</div> 受信者	滋賀県バス協会 関西広域連合広域防災局 各消防本部
項目	① 報告・通知	② 要請	③ 照会・回答 ④ その他()
件名	避難(一時移転)準備指示を受けた避難先の確認について		
内容	(別添のとおり、) から避難(一時移転)		
	準備指示がありましたので、バスの確保状況を確認願います。		

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

応援要請（計画）内訳書【バス】

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 市 町						

応援要請内訳（被応援市町記入欄）				
No.	内 容	輸送人員数	期 間	輸送区間

※1 可能な限り内容を明記すること。

※2 随時更新し提出すること。（既済の案件は削除し、未済の案件のみ記載すること。）

※3 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

協力要請書

滋 防 危 第 号
 平成 年 (年) 月 日

一般社団法人滋賀県バス協会
 会長 中村 隆司 様

滋賀県知事 三日月 大造

災害時等における人員輸送の要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

1 協力要請を必要とする状況

〇〇美浜発電所事故による緊急事態

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間
被災者の輸送	人	平成 年 月 日	~
	人	月 日	~

3 その他必要な事項 . なし

問い合わせ先 電 話 077-528-3445 F A X 077-528-4843 担 当

輸送計画書

平成 年 月 日

滋賀県災害対策本部 様

一般社団法人滋賀県バス協会

電話：

FAX：

担当：

輸送要請日		年 月 日				
No.	輸送人員	輸送期間 または 輸送日	輸送区間	事業者名	車種 および 車両数	備考

FAX・電話等連絡票<県本部・〇〇地方本部>

No. —

日時	平成 年(年) 月 日 時 分		発信・受信
発信者 (電話番号) (担当者名)	滋賀県災害対策本部事務局 (077-528-3445) ()	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 送信先 受信者 </div>	総務部 教育部 警察部
項目	① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 ④ その他()		
件名	車両等提供可能数について		
内容	別添のとおり、〇〇市から県あて被災者の輸送要請があったことにつ		
	いて、貴部保有車両(バス)の提供可能数を 月 日 時		
	までに回答願います。		

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

協力要請書

滋 防 危 第 号
 平成 年 (年) 月 日

琵琶湖汽船株式会社
 代表取締役社長 様
 近江トラベル株式会社
 代表取締役社長 様

滋賀県知事 三日月 大造

災害時等における人員輸送の要請について

「災害等の緊急時における人員輸送に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

1 協力要請を必要とする状況

〇〇発電所事故による緊急事態

2 協力要請の内容

協力の内容	輸送人員数	輸送期間	輸送区間
被災者の輸送	人	平成 年 月 日	~
	人	月 日	~

3 その他必要な事項 なし

問い合わせ先 電 話 077-528-3445 F A X 077-528-4843 担 当

応援要請（計画）内訳書3（その他）

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 助 援 府 県						
応援計画内訳書作成団体						

応援要請内訳（被助援府県記入欄）						応援計画内訳（応援計画内訳書作成団体記入欄）					
応援要請 内訳書3 作成月日時	内 容	要請元等	期 間	備 考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	内 容	受入れ先等	期 間	備 考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail

※1 可能な限り内容を明記すること。

※2 随時更新し提出すること。（既済の案件は削除し、未済の案件のみ記載すること。）

※3 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

FAX・電話等連絡票〈県本部・〇〇地方本部〉

No. —

日 時	平成 年(年) 月 日 時 分	発 信 ・ 受 信
発信者 (電話番号) (担当者名)	滋賀県災害対策本部事務局 (077-528-3445) ()	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">送信先</div> OFC派遣職員 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">受信者</div>
項 目	① 報告・通知 ② 要請 ③ 照会・回答 ④ その他()	
件 名	国による車両手配について	
内 容	<p style="text-align: center;">別添のとおり、〇〇市から県あて被災者の輸送要請があったことにつ</p> <hr/> <p style="text-align: center;">いて、国によるバスの確保を調整願います。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

※この様式は、「電話メモ」と「FAX送信票」を兼ねています。

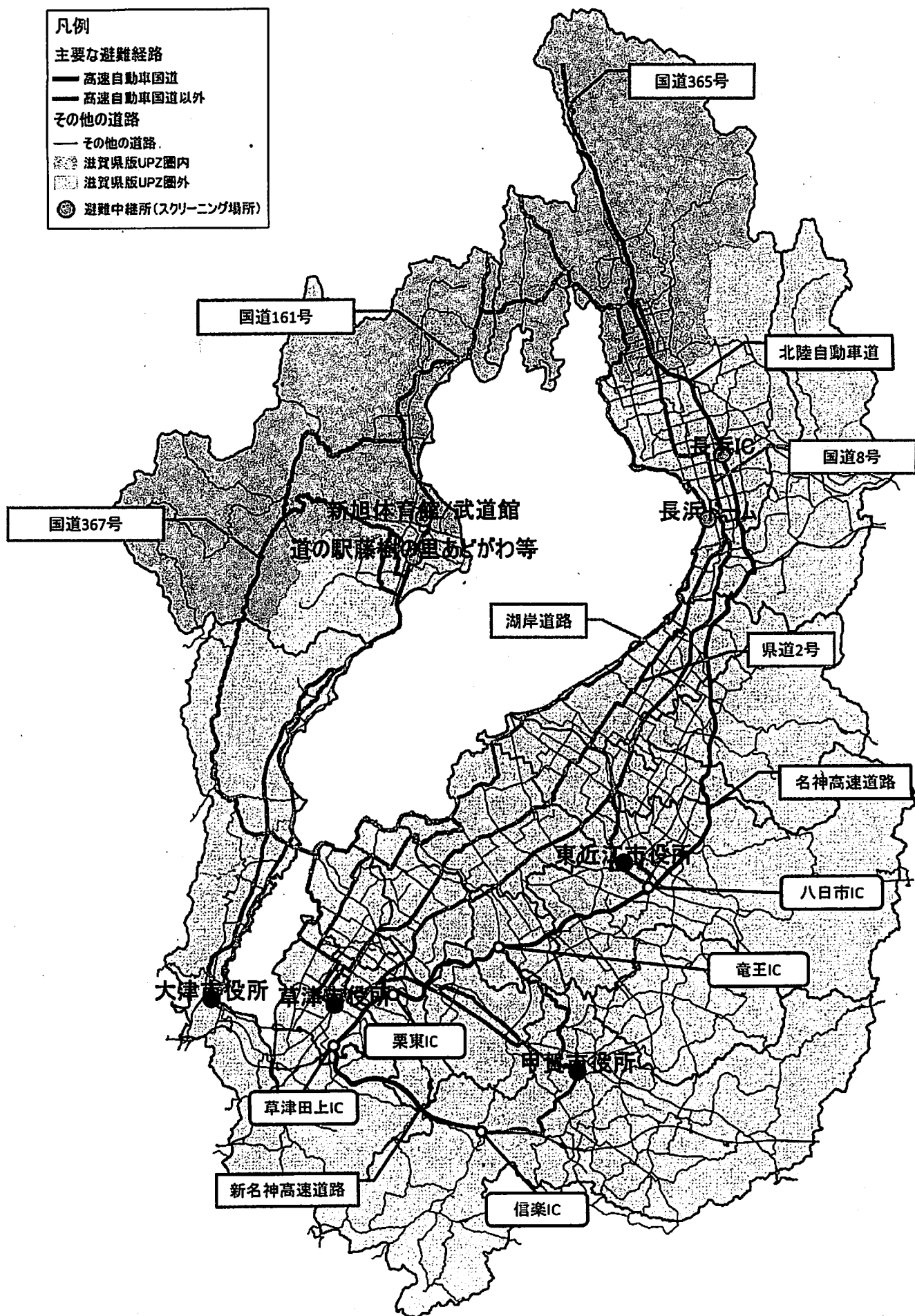
III 参考資料編

広域避難の実施に係る参考資料を整理する。

- (1) 主な避難経路
- (2) 関係周辺市避難元・避難先マッチング
- (3) 避難中継所（スクリーニングポイント）候補地
- (4) 関係機関緊急時連絡先

(1) 主な避難経路

- 凡例
- 主要な避難経路
 - 高速自動車国道
 - 高速自動車国道以外
 - その他の道路
 - その他の道路
 - 滋賀県版UPZ圏内
 - 滋賀県版UPZ圏外
 - 避難中継所(スクリーニング場所)



(2) 関係周辺市避難元・避難先マッチング

避難元府県名		避難元		避難元		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スリーピングポイント)		避難先		
市町名	地区名1	地区名2	地区名3	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地		府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)										人口	(自治会区)	人口
長浜市	湖北町	1,773	小谷	1,109	小谷上山田	282	小谷小学校	長浜市小谷丁野524	国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	大阪市A	長居公園	東住吉区长居公園1-23
					下山田	120									
					二俣	111									
					小谷丁野	596									
	速水	664	速水	664	八日市	284	速水小学校	長浜市湖北町速水2561-1	国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町538				
					青名	214									
					猫口	166									
	西浅井町	4,400	塩津	2,002	塩津浜	474	西浅井中学校	長浜市西浅井町塩津中312	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町538				
					祝山	129									
					岩熊	308									
					月出	31									
					野坂	112	塩津小学校	長浜市西浅井町塩津中41	国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)						
					塩津中	171									
					余	330									
薬師寺					184										
香掛					148										
横波					115										
水原	2,398	水原	2,398	大浦	901	水原小学校	長浜市西浅井町大浦167	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(14号松原線 駒川出口)⇒南港通(府道5号)⇒あびこ筋(府道28号)							
				香浦	164										
				八田部	289										
				山田	105										
				西浅井小山	102										
				山崎	227										
中	125														
庄	377														
黒山	108														
計	6,173		6,173												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地	
高島市	朽木村	1,842	朽木東小学校	1,729	市場区	460	朽木中学校	高島市朽木市場1055	国道161号→国道161号バイパス→名神高速道路→第二京阪道路(門真IC)	新旭体育館 (道の駅藤原の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町宵仰1162-1)	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園2-163	
					宮前坊区	153										
					上野区	190										
					地子原区	84										
					盤洞谷区	90										
					大野区	66										
					吉川区	70										
					岩瀬区	152										
					野尻区	94										
					荒川区	118										
					荒川越田区	107										
					麻生区	85										
					木地山区	17										
					柏区	43										
	安曇川町	1,210	広瀬小学校	1,210	籠塚区	17	朽木中学校	高島市朽木市場1055	高島市安曇川町 下古賀1182	高島市安曇川町 田中630-1						
					新堀区(中牧)	21	朽木西小学校	高島市朽木中牧187								
					新堀区(吉原)	11										
					生杉区	24	平良集会所	高島市朽木平良100-1								
					桑原区	19										
					下古賀区	333	広瀬小学校	1,210			上古賀区	385	高島市安曇川町 下古賀1182			
長尾区	188															
中野自治会	190															
びわこ公園地区	57															
泰山寺区	57	安曇川総合体育館	高島市安曇川町 田中630-1													

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先							
市町名	地区名 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治会区)	名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所 名称 所在地					
高島市	新旭町	新旭南小学校	井ノ口区	235	新旭南小学校	高島市新旭町新庄853	国道161号⇒国道161号バイパス⇒名神高速道路⇒第二京阪道路(門真IC)	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町寄柳1162-1)	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園2-163			
			安養寺区	615												
			北畑区自治会	652												
			菟園区	1,665										新旭養護学校	高島市新旭町太田988-6	
		新旭北小学校	5,586	新旭養護学校	高島市新旭町太田988-6	新旭養護学校								高島市新旭町太田988-6		
		米津区自治会	264	新旭北小学校	高島市新旭町粟庭26											
		岡区	257													
		百爪区	111													
		五十川区	409													
		米井区	138													
		辻沢区自治会	214													
		田井区	95													
		米津南自治会	44													
		ウヰーバー自治会	74													
		今市区	342												新旭公民館	高島市新旭町北畑564-2
		草井区	626													
		森区	556													
		堀川区	492													
		霜降区	311	新旭公民館	高島市新旭町北畑567											
		針江区	483													
山形区	97															
レインボークラブ	82															
マワラギ自治会	126	新旭養護学校	高島市新旭町太田988-6													
藤野の鶴自治会	182															
探訪区自治会	683	新旭養護学校	高島市新旭町太田988-6													
計	11,805		11,805		11,805											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先				
市町名	地区名1 (旧市町村名)	人口	地区名2 (小学校区)	人口	地区名3 (自治会区)	人口	名称		所在地	名称	所在地	府県名	市町村名		
長浜市	木之本町	5,595	木之本	4,892	木之本	2,157	木之本小学校	長浜市木之本町木之本685-1	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(松原IC)⇒中央環状線⇒府道31号線⇒金岡公園体育館	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	堺市	金岡公園体育館	北区長曾根町1179番地の18
					千田	410								大浜体育館	堺区大浜北町5丁目7番1号
					黒田	878									
					田部	152									
					廣瀬	1,295									
			伊香具	703	伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(堺IC)⇒府道61号線⇒府道28号線⇒家原大池体育館	西山	217	家原大池体育館	西区家原寺町1丁目18番1号				
								田原	141						
								北布施	167						
								赤尾	178						
								計	5,595			5,595			

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		避難元		集会所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先					
市町名	地区名1	地区名2	地区名3		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口								(自治会区)	人口	名称	所在地
長浜市	木之本町	607	杉野	607	金居原	173	杉野小学校	長浜市木之本町杉野489	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道⇒堺泉北道路(校園出口)⇒国道26号線	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分町548	大阪府	泉大津市	泉大津市立総合体育館	宮町2-50
					杉野	349									
					杉栄	66									
					菅野	19									
	計	607		607											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地		
長浜市	木之本町	1,222	高時	1,222	大見	53	高時小学校	長浜市木之本町石道1079-1	国道303号⇒国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(岸和田和泉IC)⇒光明池春木線⇒和泉中央線	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	和泉市	和泉シティプラザ	いぶき野5丁目4-7		
					川合	487											
					吉松	469											
					石道	120											
					木之本小山	93											
計	1,222		1,222														

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先				
市町名	地区名1	地区名2	地区名3	名称	所在地	名称	所在地		府県名	市町村名	拠点避難所				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)					人口			(自治会区)	人口	名称	所在地	
長浜市	木之本町	337	伊香具	337	大音	337	伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線浜寺出口)⇒府道29号線(臨海道路)高石出口⇒府道204号線(堺阪南線)	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	高石市	阪草苑(パンセリイ)	羽衣1丁目11-2
	計	337		337											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先		拠点避難所	
市町名	地区名1	地区名2	地区名3		名称	所在地	名称	所在地		府県名	市町村名	名称	所在地		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口					(自治会区)					人口	
長浜市	木之本町	75	伊香貝	75	飯浦	42	伊香貝小学校	長浜市木之本町大音1114	国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線岸和田北IC)⇒府道40号線(阪上南交差)⇒府道204号線	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	忠岡町	忠岡町文化会館	忠岡南1丁目18-17
	計	75		75											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難元		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名)	人口	地区名2 (小学校区)	人口	地区名3 (自治会区)	人口	名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
													名称	所在地		
長浜市	高月町	1,889	高月	1,889	高月	1,889	高月小学校	長浜市高月町高月738	国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道(八尾IC)⇒中央環状線⇒主要地方道大阪港八尾線5号線⇒府道八尾道明寺線174号線	長浜ドーム	長浜市山村町1320	大阪府	八尾市	八尾市立総合体育館 香山町3丁目5-24		
	計	1,889		1,889												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個別)

避難元府県名		避難元					集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名)	人口	地区名2 (小学校区)	人口	地区名3 (自治会区)	人口	名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所 名称	所在地
長浜市	高月町	484	高月	484	馬場	484	高月小学校	長浜市高月町高月738	国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒西名阪自動車道(藤井寺IC)⇒府道12号(堺大和高田線)⇒国道170号⇒25号	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	柏原市	市民文化会館	安堂町1-60
	計	484		484											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スリーピングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
長浜市	高月町	3,308	富永	241	高野	241	富永小学校	長浜市高月町井口 160	国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線 水走出口)⇒大阪外環状線	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	東大阪市	多目的芝生広場	松原南1丁目1番
					栢原	805									
			高月	2,644	彼岸寺	221	高月小学校	長浜市高月町高月 738	国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速13号東大阪線(水走出口)⇒大阪外環状線						
					落川	435									
					森本	266									
					宇根	476									
古保利	174		熊野	174	古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38	国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速13号東大阪線(水走出口)⇒大阪外環状線								
七郷	249		高月東高田	129	七郷小学校	長浜市高月町唐川 248	国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速13号東大阪線(水走出口)⇒大阪外環状線								
			西物部	120											
	計	3,308		3,308											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難元		集合場所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	高月町	758	富永	758	持等	133	富永小学校	長浜市高月町井口 160	国道8号→県道2号→北陸自動車道(米原IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪和自動車道→南阪奈道路(羽曳野IC)→国道170号(外環状線)	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	富田林市	市民総合体育館	美山台4-1
					洞戸	58									
					保延寺	163									
					雨森	404									
計		758		758											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先						
市町名	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治会区)	名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所 名称	所在地			
長浜市	高月	785	富永	785	井口	702	富永小学校	長浜市高月町井口160	国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原南IC)⇒国道309号⇒国道170号	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	河内長野市	市民総合体育館	大師町25-1
			高月尾山			83									
	計	785		785											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

103

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		避難元		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1	地区名2	地区名3	名称	所在地	名称	所在地		府県名	市町村名	拠点避難所		名称	所在地
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)					人口			(自治会区)	人口		
長浜市	高月町	912	古保利	912	東柳野	372	古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	松原市	松原市市民体育館	田井城1-1-37
					柳野中	128								
					高月西野	324								
					片山	88								
	計	912		912										

国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路
⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路
⇒近畿道⇒東大阪JCT阪神高速
13号東大阪市線⇒東船場JCT阪
神高速環状1号線⇒阪神高速14
号松原線(三宅出口)⇒国道309
号線

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	高月	838	七郷	838	唐川	356	七郷小学校	長浜市高月町唐川 248	国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道(松原IC)⇒府道2号⇒府道31号⇒府道188号	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	羽曳野市	総合スポーツセンター はびきのコロセアム	南恵我之荘4丁目237-4
					横山	130									
					東物部	352									
	計	838		838											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難先		避難元						集会所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先		拠点避難所	
市町名	地区名1 (旧市町村名)	人口	地区名2 (小学校区)	人口	地区名3		名称	所在地	名称	所在地	府県名		市町村名	名称	所在地			
					(自治会区)	人口												
長浜市	高月	334	七郷	334	磯野	334	七郷小学校	長浜市高月町唐川 248	国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒西名阪自動車道(藤井寺IC)⇒府道12号(堺大和高田線)⇒国道170号	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	藤井寺市	市民総合体育館	大井1丁目2-20			
	計	334		334														

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		滋賀県					避難元		集会所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地		府県名	市町村名	拠点避難所			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地		
長浜市	高月	423	古保利	423	西阿閉	423	古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38	国道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(美原北)⇒府道36号⇒国道309号⇒府道森屋狭山線⇒国道310号	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市立総合体育館	池之原四丁目248番地		
	計	423		423													

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】送迎先・送迎先マッチング(四票)

送迎元所属名		送迎元		集合場所		送迎経路		送迎中継所(クリーニングポイント)		送迎先				
市町名	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治会区)	名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地			
兵浪市	高月	高月 158	高月 158	高月 吉保利	高月 158	吉保利小学校	兵浪市高月町西砂野 38	国道8号→県道2号→北陸自動車道(米原IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿道→阪和道→南阪奈道路(羽曳野東IC)	長浜ドーム	兵浪市田村町1320	大阪府	太子町	万葉ホール	大字山田104-1
<p>〔始点送迎所〕とは、各送迎先市町村が送迎先市町村が送迎するものという(始点送迎所と送迎所が同一の場合あり)。</p> <p>〔始点送迎所から各送迎所へ〕は、送迎先市町村が多くなる。</p>														
	計	158	158											

【別添2】避難元・避難先マッチング(四票)

避難元府県名		避難元		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先		拠点避難所		
市町名	地区名1	地区名2	地区名3	名称	所在地	名称	所在地		府県名	市町村名	名称	所在地	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)					人口					(自治会区)	人口	名称
長浜市	高月	102	七郷	102	高月布地	102	七郷小学校	長浜市高月町岩川248	四道8号⇒県道2号⇒北陸自動車道(米原IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和自動車道⇒南阪奈道(羽曳野)⇒府道27号線	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	河南町	中央公民館	白木1257-1
	計	102		102											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		避難元		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先				
市町名	地区名1 (旧市町村名)	人口	地区名2 (小学校区)	人口	地区名3 (自治会区)	人口	名称		所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所 名称	所在地
長浜市	高月	128	古保利	128	高月 66		古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38	国道8号→県道2号→北陸自動車道(木原IC)→名神高速道路 →京滋バイパス→第二京阪道路 →近畿道→阪和道(美原北IC) →国道309号→府道705号	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	早稲原村	旧千早小学校体育館	大字東阪388番地
	計	128		128											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地	
長浜市	余呉	1,218	余呉	1,218	坂口	161	鏡岡中学校	長浜市余呉町中之郷 1030	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速阪神高速(13号東大阪線⇒1号環状線⇒15号堺線)⇒国道26号線	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	岸和田市	総合体育館	西之内町45番1号	
					下余呉	459										
					中之郷	598										
	計	1,218		1,218												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	避難経路	避難中経所(スクリーニングポイント)		府県名	市町村名	避難先	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称	所在地			名称	所在地
長浜市	余呉	531	余呉	531	下丹生	111	観岡中学校	長浜市余呉町中之郷 1030	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和自動車道(貝塚IC)⇒府道岸和田牛滝山貝塚線(40号線)(通称:貝塚中央線)	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	貝塚市	総合体育館	島中1丁目13-1
					上丹生	333									
					福徳	24									
					吉並	63									
	計	531		531											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1	人口	地区名2	人口	地区名3	人口	名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)		(小学校区)		(自治会区)				名称					所在地	
長浜市	余呉	467	余呉	467	余呉東野	467	余呉小学校	長浜市余呉町中之郷777	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号高岸線泉佐野南IC)⇒府道29号⇒国道481号⇒国道26号	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	泉佐野市	市民総合体育館	新安松1丁目1-22
	計	467		467											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(国県)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリューポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
長浜市	余呉	376	余呉	376	大戸	99	鏡岡中学校	長浜市余呉町中之郷 1030	国道365号→国道8号→北陸自動車道(木之本IC)→名神高速道路→京滋バイパス→第二京阪道路→近畿自動車道→阪和自動車道(泉南IC)→府道63号泉佐野岩出線→国道26号	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	泉南市	市民体育館	橋井2丁目26番1号	
					川並	277										
	計	376		376												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
長浜市	余呉	391	余呉	391	国安	161	余呉小学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪和道(泉南IC)⇒府道63号⇒府道64号	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	阪南市	府立泉島取高校	緑ヶ丘1丁目1-10
					池原	133									
					小谷	97									
	計	391		391											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	避難経路	避難中継所(スリーピングポイント)		府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称	所在地			名称	所在地
長浜市	余呉	367	余呉	367	文登	92	余呉小学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号⇒国道8号⇒北陸 自動車道(木之本IC)⇒名神高 速道路⇒京滋バイパス⇒第二 京阪道路⇒近畿道⇒阪和道 (貝塚IC)⇒国道170号	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	熊取町	熊取町立総合体 育館 「ひまわりドーム」	久保5丁目3-1
					今市	164									
					新登	111									
計		367		367											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(18市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地
長浜市	余呉	49	余呉	49	樽坂	49	余呉小学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線)⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線⇒府道泉佐野岩出線	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	田尻町	田尻町 総合保健福祉センター	森祥寺883-1
	計	49		49											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(国県)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
長浜市	余呉	113	余呉	113	園ヶ瀬	69	余呉小学校	長浜市余呉町中之郷 777	国道365号⇒国道8号⇒北陸自動車道(木之本IC)⇒名神高速道路⇒京滋バイパス⇒第二京阪道路⇒近畿道⇒阪神高速(13号東大阪線⇒16号大阪港線⇒4号湾岸線)⇒府道63号線⇒国道26号線⇒府道259号線	北陸自動車道長浜IC	長浜市分田町548	大阪府	岬町	岬町立可民体育館	波輪4546	
					中河内	44										
	計	113		113												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集会所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地	
高島市	マキノ町	2,274	マキノ 東 小学校	952	海津1区	181	マキノ 東 小学校	高島市マキノ町 海津2384	国道161号⇒国道161号バイパス ⇒名神高速道路(豊中IC)⇒府道 10号	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	豊中市	豊島体育館	阪部西町4丁目 12-1	
					海津2区	166										
					海津3区	265										
					西浜区	340										
	マキノ町	1,322	マキノ 南 小学校	中庄区	421	マキノ 南 小学校	高島市マキノ町 新保887									
				大沼区	216											
				グリーンレイク 町内会	208											
				新保区	380											
				湖西平 自治会	97											
	計	2,274		2,274												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】選離元・選離先マッチング(図票)

選離元所属名		選離元		集合場所		選離経路		選離中経過(スリーピングタイム)		選離先					
市町名	地区名1 (旧市町村名)	人口	地区名2 (小学校区)	人口	地区名3 (自治会区)	人口	名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地	
高島市	マキノ町	604	マキノ 北小学校	604	山手区	102	マキノ 北小学校	高島市マキノ町 小丸路1046-1	①国道161号→国道161号バイパス→名神高速道路→中国道→中国道中176号 ※国道176号線石橋南側橋が20tを超える車両通行禁止	新旭体育館 (道の駅新旭の庭広場内) (道の駅新旭の庭広場内)	高島市新旭町旭818 (高島市安芸川町寄柳1162-1)	大阪府	池田市	箕野公園	天沖1丁目7-1
					岸区	142									
					蒲区	60									
					小丸路区	222									
					野口区 (野口)	43									
					野口区 (蒲原・蒲原)	35									
					計	604									

【拠点選離所とは、各選離所への移送を行う拠点として選離先市町村が設置するものをいう(拠点選離所と選離所が同一の場合あり)。
拠点選離所から各選離所へは、選離先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スリーピングポイント)		避難先		拠点避難所	
市町名	地区名1	地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)			人口					名称	所在地
高島市	マキノ町	1,061	マキノ 西 小学校	489	蛭口区	489	マキノ 中学校	高島市マキノ町 蛭口601	国道161号⇒国道161号バイパス⇒名神高速道路(茨木IC)⇒国道171号	新旭体育館 (道の駅藤田の風安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳1162-1)	大阪府	箕面市	第二総合運動場 外院1-2-3
					辻区	48								
					森西区	67								
					沢区	410								
					箱田第2リッチ ランド町内会	47								
	計	1,061		1,061										

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スリーピングポイント)		避難先		拠点避難所	
市町名	地区名1	地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)								人口	名称	所在地
高島市	マキノ町	143	マキノ西小学校	143	マキノマロンガーデン	84	マキノ西小学校	高島市マキノ町寺久保552-1	国道161号⇒国道161号バイパス⇒名神高速道路(茨城IC)⇒国道171号⇒(小野原-粟生間谷)⇒府道4号綿灰木能勢線	新旭体育館 (道の駅磯町の皿安島川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳1162-1)	大阪府	豊能町	高山コミュニティーセンター	高山10
					マキノグラウンド	59									
	計	143		143											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元所属名		行政区		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地	
高島市	マキノ町	54	マキノ 北小学校	54	在原区	54	マキノ北小 校在原分校	高島市マキノ町 在原506	国道161号⇒国道161号バイパス ⇒名神高速道路(登中IC)⇒阪 神高速11号池田線⇒国道173 号	新旭体育館 (道の駅原野の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	能勢町	能勢町浮るりんア ター	宿野30
	計	54		54											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図表)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名)	人口	地区名2 (小学校区)	人口	地区名3 (自治会区)		人口	名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
														名称	所在地	
高島市	マキノ町	1,966	マキノ 西小学校	842	大宇白谷	116	マキノ 西小学校	高島市マキノ町寺久 保552-1	国道161号⇒国道161号バイパス ⇒名神高速道路(吹田IC)⇒中央 環状線(池田方面)	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園1 -1	
					白谷長寿苑 ・町内会	48										
					寺久保区	195										
					石庭区	139										
					上開田区	91										
					下開田区	82										
					牧野区	171										
			マキノ 東小学校	701	マキノ駅前 自治会	140	マキノ土に学 ぶ児童研習セン ター	高島市マキノ町経口 260-1								
			高木浜1丁目		368											
			高木浜2丁目		193											
マキノ 南小学校	423	知内区	423													
計		1,966		1,966												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		避難先		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先		拠点避難所	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地	
高島市	今津町	2,214	今津東小学校	2,155	中浜区	205	今津東コミュニティセンター	高島市今津町中沼1丁目4-1	国道161号⇒国道161号バイパス⇒名神高速道路(大山崎IC)⇒国道171号大阪方面行き⇒高槻市役所前交差点⇒府道大阪高槻線	新旭体育館(道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818(高島市安曇川町青柳1162-1)	大阪府	高槻市	市立総合スポーツセンター	芝生町4丁目1-1	
					北浜区	185										
					南浜区	401										
					松尾台区①	1,200										
					松尾台区②	164										
			今津西小学校	59	中谷	1	ECC学園高等学校	高島市今津町椋川512-1								
椋川区	58															
計	2,214	2,214														

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図表)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称				所在地	名称	所在地
高島市	今津町	1,694	いまづ 今津 北小学校	1,694	酒波区	132	いまづ 今津 北小学校	高島市今津町 日置前100	国道161号⇒国道161号バイパス ⇒名神高速道路(茨城IC)⇒国道 171号	新旭体育館 (道の駅藤橋の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町1	
					平ヶ崎区	174										
					置みの郷 自治会	146										
					北仰区	105	いまづ 今津 北体育館	高島市今津町 日置前100								
					新田区	81										
					桂区	208										
					北深清水区	211	いまづ 今津 北小学校	高島市今津町 日置前100								
					南深清水区	257										
					二谷区	265	いまづ 今津 北小学校	高島市今津町 日置前100								
栢区	115															
計	1,694	1,694														

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		避難元		集合場所		避難経路		避難中経過(スクリーンポイント)		避難先	
市町名 (旧市町村名)	地区名1 人口	地区名2 (小学校区) 人口	地区名3 (自治会区) 人口	名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	名称 避難先 所在地
高島市	654	654	235	今津 北小学校	高島市今津町 日立前100	国道161号→国道161号バイパス→名神高速道路(吹田出口)→大阪中央環状線→府道14号→府道142号	新緑体育館 (道の駅緑の里公園)	高島市新緑町旭818 (高島市安曇川町骨柳 1162-1)	大阪府	摂津市	三宅スポーツセンター 千里丘東1-17-46
			96	今津 北小学校							<p>「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が指定するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。</p>
			100	北小学校							
			223	北御東自治会							
	計	654	654								

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集会所		避難経路	避難中継所(スリーピングポイント)		避難先		拠点避難所	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口									
高島市	今津町	185	今津 東 小学校	185	大浜区	185	今津 東 保育園	高島市今津町 住吉2丁目16-5	国道161号⇒国道161号バイ パス⇒名神高速道路(大山西 IC)⇒国道171号	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	島本町	島本町ふれあい センター	桜井3丁目4-1
	計	185		185											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図表)

避難元府県名		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元		避難元	
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	避難経路	避難中継所(スリーピングポイント)		避難先		拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地
高島市	今津町	882	今津 東 小学校	882	栄区①	200	高島高等学校	高島市今津町 今津1936	国道161号⇒国道161号バイパス⇒名神高速道路⇒近畿道(摂津南IC)⇒中央環状線(府道2号線)⇒(松生町交差点)国道163号線	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳1162-1)	大阪府	守口市	大枝公園	東光町3-1
					栄区②	200									
					栄区③	198									
					東区①	150									
					東区②	134									
計	882	882													

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(国県)

避難元府県名		避難元		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先					
市町名	地区名1 (旧市町村名)	人口	地区名2 (小学校区)	人口	地区名3 (自治会区)	人口	名称		所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所 名称	所在地	
高島市	今津町	2,531	今津東小学校	1,955	武末区	205	今津園く らび 女性の家	高島市今津町 今津1640	四道161号⇒四道161号ハイパス⇒ 名神高速道路(京都南IC)⇒京阪 国道(出屋敷南交差点を左折)	新旭体育館 (道の駅園の田安松川)	高島市新旭町旭818 (高島市安松川町青柳 1162-1)	大阪府	枚方市	枚方市立総合体育館	中宮大池4丁目10-1	
					弘川区	549										
					湖西ニュー タウン自治会	199										
					杉沢区①	189										
					杉沢区②	218										
					杉沢区③	251										
					浜分区①	144										
					川尻区	65										
					浜分区②	135										
			今津井ノ口区	128	今津中学校	高島市今津町 弘川924										
			中ノ町区	136												
			今津辻区	120												
			今津西小学校	192	今津西小学校	河川区	88	今津西小学校								高島市今津町 保坂796-1
						天増川区	16									
保坂区	53															
杉山区	35															
計		2,531		2,531												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		滋賀県					避難元		避難先						
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口				名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地
高島市	今津町	1,581	今津 東 小学校	1,581	南新保区	416	今津 東 小学校	高島市今津町 弘川59	国道161号⇒国道161号バイパス⇒ 名神高速道路⇒第二京阪道路(寝 屋川北)⇒国道1号線⇒府道18号 線	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町菅柳 1162-1)	大阪府	寝屋川市	(旧)明德小学校	明德1丁目1-1
					市ヶ崎区	273									
					新保寺区	132									
					カームタウン区	324									
					東新町区①	200									
					東新町区②	236									
計	1,581		1,581												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集会所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先				
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口			名称					所在地		
高島市	今津町	825	今津 東小学校	825	天神区①	240	今津勤労者体 育センター	高島市今津町 今津1952-1	国道161号⇒国道161号バイパス ⇒名神高速道路(京都南IC)⇒京 阪国道⇒外環状線(国道170号 線)	新旭体育館 (道の駅馬場の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	大東市	深北緑地	深野北 2・3・4・5丁目	
					天神区②	139										
					今津中野区①	60										
					今津中野区②	240										
			宮西区		146											
	計	825		825												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口								名称	所在地	
高島市	今津町	719	今津東小学校	719	岡生区	156	今津上体育館	高島市今津町上弘部486	国道161号⇒国道161号バイパス⇒名神高速道路⇒京阪国道⇒第二京阪道路(寝屋川南IC)または第二京阪門真IC⇒国道1号線	新旭体育館 (道の駅藤原の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳1162-1)	大阪府	門真市	門真市立門真市民プラザ	北島546番地	
					梅原区	127										
					下弘部区	283										
					梅原団地自治会	107										
					大床区	46										
					-	-										
計	719		719													

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設定するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スリーピングポイント)		避難先			
市町名	地区名1	地区名2		地区名3		名称	所在地	名称		所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)				人口				名称	所在地	
高島市	今津町	393	今津東小学校	393	岸地区	230	今津上体育館	高島市今津町上弘部486	国道161号⇒国道161号バイパス⇒名神高速道路⇒京阪国道⇒第二京阪道路(榎川北IC)⇒国道1号⇒国道170号⇒国道163号	新旭体育館 (道の駅厚木の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町寄柳1162-1)	大阪府	四條昭市	市民総合センター	中野3丁目5-25
					上弘部区	163									
	計	393		393											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		滋賀県		避難元			集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1	人口	地区名2	人口	地区名3		名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(旧市町村名)		(小学校区)		(自治会区)	人口			名称					所在地	名称
高島市	今津町	489	今津 東 小学校	489	西区①	400	高島高等学校	高島市今津町 今津1936	国道161号⇒国道161号バイパス⇒名神高速道路⇒京阪国道⇒第二京阪道路(交野北IC)⇒第二京阪道路(側道)⇒府道交野久御山線	新旭体育館 (道の駅跡地の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳1162-1)	大阪府	交野市	交野市立総合体育施設駐車場	向井田 2-5-1
	計	489		489	西区②	89									

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。
 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

(3) 避難中継所（スクリーニングポイント）候補地

名 称	所 在 地
北陸自動車道長浜インターチェンジ	長浜市口分田町古田 5 4 8
県立長浜ドーム	長浜市田村町 1 3 2 0
新旭体育館・武道館	高島市新旭町旭 8 1 8
道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館	高島市安曇川町青柳 1 1 6 2 - 1

(4) 関係機関連絡先

1 指定地方行政機関

	機関名	電話番号	FAX番号
1	近畿管区警察局		
2	近畿財務局（大津財務事務所）		
3	近畿厚生局		
4	近畿農政局（大津地域センターおよび東近江地域センター）		
5	近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）		
6	近畿経済産業局		
7	近畿運輸局（滋賀運輸支局）		
8	大阪管区气象台（彦根地方气象台）		
9	近畿総合通信局		
10	滋賀労働局		
11	近畿地方整備局（滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所）		
12	近畿地方環境事務所		

2 指定公共機関

	機関名	電話番号	FAX番号
1	東海旅客鉄道株式会社（東海鉄道事業本部・関西支社）		
2	西日本旅客鉄道株式会社（京都支社）		
3	西日本電信電話株式会社（滋賀支店）		
4	日本赤十字社（滋賀県支部）		
5	日本放送協会（大津放送局）		
6	西日本高速道路株式会社（関西支社）		
7	中日本高速道路株式会社（名古屋支社、金沢支社）		
8	日本通運株式会社（大津支店）		
9	関西電力株式会社（滋賀支店）		
10	日本原子力発電株式会社		
11	独立行政法人		
12	日本原子力研究開発機構		

3 指定地方公共機関

	機関名	電話番号	FAX番号
1	近江鉄道株式会社		
2	京阪電気鉄道株式会社		
3	信楽高原鉄道株式会社		
4	一般社団法人滋賀県バス協会		
5	琵琶湖汽船株式会社		
6	一般社団法人滋賀県トラック協会		
7	一般社団法人		
8	滋賀県医師会		
9	公益社団法人滋賀県看護協会		
10	一般社団法人滋賀県薬剤師会		
11	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会		
12	株式会社京都放送		
13	びわ湖放送株式会社		
14	一般社団法人		
15	滋賀県ITC-گا入協会		

4 市町

	機関名	連絡窓口	電話番号	FAX番号
1	大津市	総務部危機・防災対策課		
2	彦根市	総務部危機管理室		
3	長浜市	総務部防災危機管理課		
4	近江八幡市	市民部危機管理室		
5	草津市	総合政策部危機管理課		
6	守山市	政策調整部危機管理局危機管理課		
7	栗東市	市民部危機管理課		
8	甲賀市	危機管理課		
9	野洲市	市民部生活安全課		
10	湖南市	危機管理局危機管理・防災課		
11	高島市	政策部総合防災局防災課原子力防災対策室		
12	東近江市	総務部防災危機管理課		
13	米原市	市民部防災危機管理課		
14	日野町	総務課		
15	竜王町	生活安全課		
16	愛荘町	総務課		
17	豊郷町	総務企画課		
18	甲良町	総務課		
19	多賀町	総務課		

5 消防

	機関名	連絡窓口	電話番号	FAX番号
1	大津市消防局	通信指令課		
2	湖南広域消防局	災害管制課		
3	甲賀広域行政組合消防本部	通信指令課		
4	東近江行政組合消防本部	指令課		
5	彦根市消防本部	通信指令課		
6	湖北地域消防本部	通信指令課		
7	高島市消防本部	通信指令課		

6 災害対策地方本部(土木事務所)

	機関名	連絡窓口	電話番号	FAX番号
1	災害対策南部地方本部	南部土木事務所経理用地課		
2	災害対策甲賀地方本部	甲賀土木事務所経理用地課		
3	災害対策東近江地方本部	東近江土木事務所経理用地課		
4	災害対策湖東地方本部	湖東土木事務所経理用地課		
5	災害対策湖北地方本部	長浜土木事務所経理用地課		
6	災害対策高島地方本部	高島土木事務所経理用地課		